

幕末期における丹波の豪農：安政二年「郡用日記」 （文学部所蔵園田家文書）の紹介

著者	常松 隆嗣, 内海 寧子, 有村 稔, 今村 あゆみ, 大槻 暢子, 坂本 いつ子, 松永 友和, 吉川 潤, 和田 省子
雑誌名	関西大学博物館紀要
巻	10
ページ	83-138
発行年	2004-03-31
URL	http://hdl.handle.net/10112/12770

幕末期における丹波の豪農

—安政二年「郡用日記」(文学部所蔵園田家文書)の紹介—

園田家文書研究会

はじめに

本学文学部所蔵の園田家文書は、兵庫県篠山市大山宮の園田里美家から一九九二年に譲り受けたものであり、一九九八年三月には本学博物館から第一次目録が刊行され、現在により詳細な第二次目録を作成中である。同文書の総点数は約一万点に及び、豪農経営を明らかにする史料のみならず、同家が大庄屋・郡取締役として篠山藩政に関わったことを示す史料や、近代における実業家・名望家としての史料、冠婚葬祭に代表される私的生活に關わる史料などその構成は多岐にわたる。

とくに同家が郡取締役として篠山藩政に果たした役割は大きく、それを後世の私たちに明らかにしてくれるのが、多くの「郡用日記」

表1 郡用日記の残存状況

箱番号	年代	年	欠	計		
31	安政3・7年 慶応3年(2冊)	万延2年 慶応4年(2冊)	文久2年 明治元年(2冊)	元治2年	—	11冊
151	天保2年	明治3・4年			—	3冊
163	天保5・7・12・13年 嘉永3・4年(それぞれ1月から9月からの二分冊) 嘉永4年	弘化2年	安政2・4~6年	文久2~4年 慶応2年	3冊	21冊
164	天保2年				—	1冊

である。現在、表1に挙げたように四つの文書箱に計三六冊が残り、安政二年(一八五五)以降は明治四年(一八七二)に至る十七年分すべてが残っている。現在、「郡用日記」は四つの文書箱に分割して納められているが、かつては一つの木箱(寸法は高さ六三cm×幅四五cm×奥行き二八cm)に納められていたようで、この箱には七代当主多祐の手によつて「近世郡用諸日記」「御触書留并諸割方帳」「近世郡用書類」と記された札が貼られており、家財を整理した際にこれらの文書も整理・分類されたものと思われる。

また、「郡用日記」が天保二年(一八三一)を起点としているのは、この年、篠山藩では機構改革が行なわれ、園田家に代表される豪農六名で構成される「郡取締役」が設置されたからであり、その役務と密接な関連をもつてこれらの文書群が形成されていったことになる。こうしたことから、これら文書群は幕末期の篠山藩の情勢や地域社会の様子を知るには格好の素材であると言える。

ではここで、文書の形式及び「郡用日記」の特徴についてみておこう。形状はいずれも縦二四cm×横一六・五cmの縦帳であるが、紙数は少ない

もので五〇丁たらず、多いものになると二〇〇丁を超える。また、表題は「郡用日記」や「日記」と記されるものと、内容が目次的に羅列して記してあるものとに分かれるが、これは前者が五代庄十左衛門、六代七郎左衛門の手によるものであるのに対し、後者は七代多祐によるものである。こうした両者の違いは当然、内容的にも差異があることを示唆している。

郡取締役の役務は本来、「村々諸願書加奥印取次申、村々勸農・節約之筋弥專相守ラセ、村入用・組割等取締候様取計」^①うことであり、小前に勸農・節約を説き、村入用・組割を管理することに加え、村々からの願書に奥印を押すことが主な役務であった。そのことから、「郡用日記」には様々な「願書」が書き留められたが、多祐はそれに加え「触留」的性格や、出勤日・出張内容といった事務報告書的性格を付与し、自らの関心事をも書き留める。こうした変化は、「郡用日記」の丁数が格段に増加するということに端的に表れている。

このような特徴は安政二年の「郡用日記」にのみ見られるものではなく、それ以降の「郡用日記」に共通して見られる特徴である。このことは、書き手である多祐が如何に好奇心旺盛であったかを物語っており、豪農の意識と行動を知る上で貴重な史料であると言える。

なお、三六冊残る「郡用日記」のうち、とくに安政二年を選んだ理由は以下の二点による。まず第一には、幕末期の動乱の中で豪農が藩政・幕政とどのような関わりを持つのかを明らかにしたいと考えたからである。前年の嘉永七年（安政元年、一八五四）には日米和親条約をはじめ、列強各国との間で和親条約が締結され、約二百年にわたる鎖国が解かれ

る中で政治的にも新たな段階へと進んでいく。

幕府は国内外の危機を回避するため、老中阿部正弘を中心とした幕政改革を行うが、いずれも効果は薄く、外様雄藩や朝廷の発言力が一層増すことになる。それは政治の舞台を江戸から京都へと移し、勢い京都警護が重要視されることとなった。こうした状況に対し幕府は、京都町奉行所支配国と京都近隣譜代藩の輪番による京都火消役を援用する形で京都警護を実現する^②。

歴代の篠山藩主は大坂城代や老中を務めてきたが、これまでとは異なる京都警護という非常時の任に就き、幕末の動乱に否応なく関わることになるが、そうした状況下で領内にいる豪農の役割を明らかにしたいと考えた。

第二には、園田家の事情がある。五代庄十左衛門は嘉永二年に亡くなり、二十歳の多祐が家督を継ぐが、実際は庄十左衛門の弟・七郎左衛門が家政を執っていた。しかし、その七郎左衛門が嘉永七年に死去し、多祐は七代目当主として名実ともに家督を継ぐとともに、郡取締役としても一人立ちすることになる。加えて、この時期の園田家の家計は危機的状況^③にあり、こうした状況下で園田家当主として、また郡取締役としてのどのような意識を持ち、行動したのか、その一端を明らかにしたいと考えたからである。

なお、今回の翻刻は以下に記した園田家文書研究会参加者による共同作業である。月一〜二度のペースで史料の輪読・検討をおこない、それを最終的に常松・内海・今村・和田が点検し、常松がまえがきと解説を付した。翻刻にあたっては異体字・俗字・旧字はできるだけ原文どおり

としたが、句読点・並列点の補足や改行は適宜おこなうなど慣例に従った。

註

- ① 「大庄屋 大年番 郡取締 日記」(園田家文書一六三―四三)
- ② 横田冬彦 『非領国』における譜代大名」(『地域史研究』八六号、二〇〇〇年)
- ③ 常松隆嗣 「近世後期における豪農と地域社会―丹波国篠山藩大山組園田家をめぐって―」(『ヒストリア』一六三号、一九九九年)

【園田家文書研究会参加者】

常松隆嗣(文学部非常勤講師)、内海寧子(大学院文学研究科博士課程後期課程)、有村稔、今村あゆみ、大槻暢子、坂本いつ子、松永友和、吉川潤(以上、大学院博士課程前期課程)、和田省子(文学部四回生)。
ただし、二〇〇三年度。

(表紙)

安政貳卯年	園田多祐
江戸大地震	御手馬一件
京都七口御固	先納人差年繼
公儀御巡見御延引	向普請之手続
梵鐘一件	福嶋大次郎廻村
御帰城御出迎場所当年より京口	
高掛六百貫目	三丸大豆改法
手前へ被下御扶持一件	水車溝附かへ

正月十七日御聞濟、無滞御免

一拾壹ヶ年以前巳年肝煎・百姓代兼清八相仕二被仰付候処、老衰仕候二付御免之願
大山宮村 仁右衛門

此度仁右衛門退役二付、跡役左之通申立

一百姓代被仰付度 組頭 多兵衛

一百姓代御免被 成下、肝煎一役二被仰付度

右之願書正月十二日出又
肝煎・百姓代兼 清 八

一正月 二日 元ノ所御礼、出勤
一同 三日 昨冬雨雪之御礼二出勤、泊

一同 四日 地方御礼、出勤

一同 十二日 御用初、出勤

一同 十一日 元ノ所御蔵開、泊

正月十七日

一居村肝煎一役二被 仰付 大山宮村 清 八

一百姓代被 仰付 同 村 多兵衛

乍恐御届奉申上候

一獵師筒 耆挺 拝借人 高藏寺村 重平

右重平兼而拝借仕罷在候処病死仕候二付、獵師筒并腰札共返上仕度奉
存候間、此段御届奉申上候、以上

卯正月 高藏寺村庄屋

御代官処^⑧ 茂右衛門

乍恐奉願上候口上

一獵師筒 耆挺 高藏寺村 勘太郎 印

当村之義者山寄二而猪・鹿出、作物相荒難渋仕罷在候、然ル処右之者今
度獵師仕度段申出候二付、獵師御免鉄砲并腰札御下ケ被為 成下候ハ、
兼而被 仰出候御法度之猪・鹿防二事寄悪事雜生為仕申間敷候、且又他
人者不及申親子兄弟二而も貸候義為仕申間敷候、何卒御慈悲ヲ以右願之
通御聞濟被為 成下候ハ、村方一統難有仕合奉存候、以上

卯二月

右村組頭惣代 磯 七

百姓代 利 助

肝煎 栄 助

庄屋 茂右衛門

右奉願上候通相違無御座候間、印形仕奉差上候、以上

札頭 大山上村 久 吉

右之趣願出候二付奥印仕、差上申候、以上

園田多祐

中組御代官処

一十七日 出勤 泊 十八日朝、引取

一廿二日 出勤 泊 廿三日 引取

三月廿七日御聞濟

乍恐以書付奉願上候口上

一酒造米高百八石

但元米・掛米・糶共

右酒造稼高之義者私御鑑札処（前）持仕罷在候処、桑田郡御領分河合村内牧長兵衛義兼而私由緒も有之候二付、右御鑑札譲り渡酒造仕度下方双方示談行届申候間、何卒御慈悲ヲ以右之段御聞濟被為 成下候ハ、広太之御慈悲と難有仕合奉存候、以上

安政二卯年正月

下河原町

沢田屋半兵衛

右半兵衛奉願上候義酒造人共篤と内談仕候処、聊差支之義無御座候間、願之通御聞届被為成下候ハ、私共ニおるても難有仕合奉存候、以上

酒造年番

下立町 紺屋茂市郎

東 市兵衛

郷方年番惣代

園田多祐

御代官所

実者沢田屋半兵衛（右）小枕村田野喜平次へ売渡し、喜平次（右）内牧長兵衛へ譲り候へ共、右様願書差出候而者手ヲ経候二付、表向願書ハ如斯

一異国船若州沖又者大坂近海へ自然渡来致し候節者、京都御固左之

御大名様方被為蒙 仰

此方様・膳所様・淀様・高槻様

右四方様

一御固場所

朱雀・竹田街道・伏見海道・粟田口・北白川口・下加茂・鷹ヶ峰

〆七口

此方様御持場 下加茂・鷹ヶ峰

一郷夫左之通被仰付

三百三拾四人

百式拾式人

増人足

〆四百五拾六人

内

獵師 拾六人

若党 三拾人

内 拾七人 刀下方二而用意

拾三人 御貸刀

〆

大納戸宰領 壹人

御馬口付 壹人

人足 貳百三拾六人

用意 五拾人

同 百貳拾貳人

〆

割方左之通

郷夫 四百拾人 京都へ駆付

又 四百拾人 前人足交代

合 八百貳拾人

内 五拾人 急出町方へ相頼

五拾人 桑田郡

残 七百貳拾人

又 三拾人 増人足

〆 七百五拾人

此割

三組家別七千五百拾軒 百軒二付拾人ツ、

五拾三人 八上組 三拾貳人 新村組 三拾八人 畑組

三拾七人 泉組 貳拾七人 新庄組 拾八人 黒岡組

貳拾五人 野尻組 三拾貳人 木之部組 拾八人 小多田組

三拾八人 岩崎組 三拾人 真南条組 貳拾六人 古佐組

三拾壹人 大沢組 〆 右者急出之分

三拾五人 福住組 四拾四人 福井組 三拾五人 向井組

三拾九人 板井組 三拾四人 草山組 五拾五人 大山組

二拾七人 古市組 五拾五人 今田組 貳拾壹人 波賀野組

右八交代之分

一廿七日 出勤 晚引取

一二月二日天氣 出勤

一昨年類焼仕候二付居室普請願 下村 与次兵衛

桁五間半 梁三間半

字玉草 一杉・檜根弘 園田次左衛門

〆瑞王寺 一雜木根弘 園田多祐

〆猪の鼻 一雜木根弘 上村 喜代七

〃神子谷
一 雑木根 高藏寺 利 助

〃林の谷
一 雑木根 石住村 平太夫

〃追かいち
一 雑木根 一印谷村 辰 平

字出張
一 雑木根 下 村 庄 平

〃長柄
一 雑木根 同 村 源次郎

〃奥の谷
一 雑木根 同 村 仁左衛門

〃すへつ谷
一 雑木根 同 村 与二兵衛

〃拾ヶ所
右御見分願、二月二日出願

園田多祐嫡男

一 二月二日朝五ツ半前、男子出生

一 同七日夜四ツ時、急病二而相果

一 同七日雨 出勤、夜八ツ時引取

一 同十二日雨 出勤

一 居宅老軒 梁三間半 桁行五間 北野村肝煎 佐次兵衛

但し藁葺

右長安寺村六兵衛へ売却申度願

一 居宅老軒 長安寺村 六兵衛

右者北野村佐二兵衛居宅買調、私し弟佐太郎当卯式拾六歳ニ罷成候も
の分家仕度願

一 新宅老軒 梁三間 桁行五間

右者上板井村清太夫居宅買調、私二男新七当卯二拾四歳召連分家仕度
願

持高三拾壹石余 坂本村肝煎

内拾石 新七へ譲 新 助

二月廿二日聞濟

一 百姓代弥太夫死去二付、跡役是迄相勤居候伊助相仕二被仰付度願

東濱谷村 弥 助 四拾八歳

持高拾三石四升四合

一 鉄炮拝借仕罷在候へ共、病氣二付返上願 高藏寺村 勘太郎

一 鉄炮拝借願 同村 仲 七

願書勘太郎より前二差出し候通り

二月廿二日聞濟

一 肝煎・百姓代兼是迄又七相仕二相勤罷在候処病氣二付御免之願イ

北野村 佐次兵衛

二月廿二日聞濟

一 百姓代被 仰付度

北野村 弥三兵衛
持高式石六斗八升七合

二月廿二日聞濟

一 百姓代御免被 成下、肝煎一役二被成下度

持高七石式斗四升式合

又 七

右者佐二兵衛退役奉願上候二付、跡役前書之通奉願候

卯二月十七日

乍恐奉差上候請書

私義兼而身持不行跡二付此度被召出、一々蒙御差当奉恐入候、嚴敷御咎も可被仰付之処以後急度相慎候ハ、是迄之処御許容被成下候趣難有仕合奉存候、然ル上者向後急度相改御法度之博奕者不及申、女狂・大酒・夜遊其外悪敷筋合之義者相慎、御百姓專粉骨仕家内睦敷、家名相統致し候様可仕候、若又此後少し二而も不心得之義御聞二達し候ハ、如何様之御咎メ被 仰付候共其時一言之申訳無御座

候、依之御詫并御請書一札奉差上候、以上

卯二月十三日

北野村 儀 八

親 類 茂兵衛

右本人より奉申上候通、尚又呼寄篤と押方仕候処相違無御座候二付、印形仕奉差上候、以上

組頭 佐二兵衛

〃 又 七

庄屋 園田久左衛門

中組御附人様

字片山

一 雜木根 北野村 勘兵衛

〃ゆり

一 同 根 同 村 儀 八

右 弘山之願

字萩谷
一 松枯木五本 但三尺廻りよ五尺廻り

右者御立山二枯木出来仕候二付此段御届申上候、何卒格別之御慈悲ヲ以御見分之上、右枯木村方へ被下置候様乍恐奉願上候、右願之趣御聞濟被成下候ハ、村方一統難有仕合奉存候、以上

卯二月

北野村肝煎 佐二兵衛

同 断 又 七

庄 や 園田久左衛門

御山方様

俣田謙次殿

渡辺小左衛門殿

近来異国船渡来二付諸家様二而も釣鐘ヲ以大炮御鑄立二相成候、此方様も左之通御触有之

一 依願改名 音三郎事 佐治数馬

覚

御用之節者寺社釣鐘御引上ケ二相成候程(掛)口難計候間、此段兼而相心得可被申候、以上

一 二月廿二日 出勤

一同 廿七日 出勤

二月三日

寺社役処

三月七日聞濟

先々寺社中

一 肝煎状繼源太郎相仕相勤罷在候処、老衰退役之願

明野村皮多 浅右衛門

一 二月十七日 不参

覚

一 京都大火之節御太鼓櫓二而二ツ統鐘撞候ハ、町方近郷之寺院二而も聞付次第二ツ統鐘撞可申、釣鐘無之寺院者半鐘撞可申事

同日被仰付

一 百姓代被仰付被下度

同人倅 丹次郎

一 異国船近海へ渡来、京都七口御箇(箇)メ并御警衛御人数差出候節、御太鼓櫓二而三ツ統キ鐘撞候ハ、右同様町方并郷中寺院遠方迄も聞付次第

三月七日聞濟、被仰付

一 此度浅右衛門退役二付、肝煎状繼一役願 明野村 源太郎

三ツ統鐘撞可申事

右之願書二月廿七日出又

右之通此度改而被仰出候間、郷人足之者聞付次第早速寄場へ駆付候様可致事

三月 二日 不参

右之趣支配村々江可被相触候、以上

同 七日 出勤

卯二月十二日

会 所

同 十二日 出勤 高掛先納并人差御達

一組々人差之者麻上下着用御通附之間へ被召出、御郡代・御郡奉行御列席、長谷川様御達

御年貢先納銀昨寅年二限二付、尚又当卯より未年迄是之通先納御頼被仰出

一人差壹貫目以上、御料理料銀八匁三分被下之

一 壹貫目以下、御酒干肴料四匁三分被下之

但し嘉永三戌年者於御対面処御料理・御酒・御吸物兩日二頂戴致し候へ共、当年者料物二而被下候様内願いたし候二付兩様共料二而被下、尤御料理代銀貳両二而者無之哉御伺申上候処、八匁三分

先例之由被 仰聞

一 組年番并惣代壹人取締引纏御白洲へ罷出候処、同様御達

三 組納合 貳万九千九百拾壹石壹斗五升三合壹勺壹才

百石二付酒五升ツ、干肴貳拾五枚ツ、被下

此酒拾四石九斗五升五合六勺

代 壹貫九百七拾四匁分四厘 御立直段 壹匁三分五厘

内 三厘引

壹匁三分二厘かへ

干肴七千四百七拾八枚

代 七百四拾七匁八分 壹枚二付壹分ツ、

貳貫七百貳拾壹匁九分四厘 被下

納合 貳万九千九百拾壹石壹斗五升三合壹勺壹才へ割

百石二付九匁壹分ツ、

上組 壹万八百九石九升七合三勺

中組 壹万百貳拾壹石三斗三升七合九勺

南組 八千九百八拾石七斗壹升七合九勺壹才

貳万九千拾壹石壹斗五升三合壹勺壹才

千四百三拾五石壹斗九升三合

一百三拾目六分 大山組

受書之控

覚

一 銀 何村

一 何兵衛

一 何右衛門

一 何村百姓代

一 肝煎

一 庄や

右者当卯年より来ル未年迄五ヶ年之間、御年貢先納銀被 仰付奉畏候、

納日之義者去格之通急度上納可仕候、依之御請書奉差上候、以上

安政貳卯年三月

何村百姓代
肝煎
庄や

御代官処

人差のもの

一 丑十月八日、宮田佐太夫持水車買取願

園田又一右衛門

卯三月十日焼失

尤買取後建かへ油絞・搗米致し居候処、土蔵者残り候へ共小屋・道具類一円焼失

一 又一右衛門居宅之前二有之候油土并油小屋丑十月宮田二而初候二付、居宅之前之小屋寅四月取潰、下村六兵衛へ売

西谷村

三月廿七日御免

一 庄屋・肝煎清太夫相仕之処御免之願

西谷村 弥兵衛

同日被仰付

一 肝煎御免之願

清太夫

一 庄屋役清太夫相仕二被 成下度

組頭 吉左衛門 四拾歳
持高拾壹石三斗壹升壹合

一 肝煎被 仰付度

百姓代 嘉兵衛 六拾式才

持高六石八斗壹升七合

一 百姓代二被 仰付度

組頭 七右衛門 四拾五才

持高拾壹石九斗壹升八合

一 組頭二被 成下

安兵衛
清八
定七

去年 御代替二付而者諸国巡見之面々御先格之通可被差遣筈之処、当時海岸御備御手当向片時も難被差延御時節、於諸家も防禦手当向専務之折柄入費も不少、就而者去丑年より五ヶ年之間敵敷御儉約被 仰出、諸家之失費をも御厭被遊、且又万石以下之面々・軽きもの迄も厚被 仰出之趣有之、夫々武備調練等一^趣二相励候義二候、然ル処諸国巡見御先例之通近々被差遣候而者、諸家一般莫大之失費も弥相増、当時専務之防禦・御警衛自然と御手薄二成行候而者以之外之事二有之、其上不時之変災二而諸国地震或八津波等二而居城其外住居向并在町等迄及大破候向も不少哉二相聞、是又莫太之失費二而銘々可為難儀と被 思召候二付、諸国巡見之義者来ル巳年迄も御猶予被遊午年より被 仰出二而可有之候、就而者諸家之面々も一際質素節儉ヲ相守、自国海岸防禦筋至迄愈手厚二行届候様相心得、尤今年者度々地震等二付多分之破損処有之向も取締方手当銘々厚相心得聊も等閑二不相成様可被致候、尤追而巡見之面々被差遣候節八自国海岸手当向之厚薄并地震・津波等二而夫々破損所取補理出来

榮方迄も見分為致、其品に寄候而者追而御沙汰之次第も可有之哉二付、前條之趣厚心掛取計候様可被致候

但巡見之面々旅宿等之義者諸事手輕二取計可申との儀者前々よ

り被 仰出も有之候へ共、当時格別諸家之失費を御厭被遊候

折柄二付、右巡見二付而国々二より新規二旅宿・小屋掛等取

建或八道・橋等取繕先格之向も有之候ハ、今般之義ハ先格

二不抱省略方專一二相心得、小屋掛等も全雨露を凌候迄之心

得二而如何様見苦敷相見候へ共少しも不苦候、其外諸事一際

手輕二取計候積二相心得、略し方別段申聞候二も不及候、銘々

勝手宜敷様取計可申候

右之趣向々へ可被相達候

十二月

右之通從 公儀被 仰出候二付為心得申達候間、可被得其意候、以上

二月

右之趣御役処二而取締へ為心得為御見世被下候

右三月十七日出ス

三月廿七日御聞濟

乍恐奉願上候口上

一作小屋 桁行四間半 梁三間

但藁葺

右者私義取入之節不勝手二而難渋仕候二付、前書之間数作小屋老軒私居

家敷之前、字久世之坪二当月下旬相建申度、尤材木之義者大山上村政七方二而買調罷在候二付此如乍恐奉願上候、格別之御慈悲ヲ以御聞濟被成下候ハ、難有仕合奉存候、以上

三月十七日

大山宮村 願主 園田多祐

右奉願上候通相違無御座候二付奥印仕奉差上候、以上

右村庄屋 大三郎

御代官処

辰巳虎之助之住宅也

一三月廿八日建ル

○家号を向と名

一六月 廿日吉辰二付屋移り

一同 廿九日と住居

一尤正月と普請二取掛、六月出来

一三月十七日 出勤 泊

十八日 後川稻荷様へ参詣

廿一日 辰巳へ行、泊

田順助辰巳へ今日と来ル、廿四日引取

廿二日 出勤

一桁九尺 手洗水鉢上屋老ヶ所

梁九尺 屋根瓦葺

右者西岡谷村字蔵之山二寺護罷有候、正一位三国稻荷大明神之前二講中

より相建申度御聞濟被下候ハ、寺社方へ出頭仕度願

一廿六日 辰巳へ出張

一同廿七日 辰巳より詰所へ出勤

一四月二日天気 出勤

一四月七日天気 出勤

一同 十二日雨 出勤 泊

一居村庄屋黒田村恒助 東木之部村

相仕二被 仰付 茂平

一同 十三日 出勤

一同 十七日 出勤

一同 廿二日 出勤

七口御固メ之四家様より所司代へ御伺之写

異国船渡来之節京都七口之御固メ青山下野守・稲葉長門守・本多隠岐守・永井遠江守へ被 仰付候間、申合可相勤時宜二寄候而者相正一二援兵おも差出、御警衛向厚相心掛候様被 仰出候二付、左之趣奉伺候

一七口之儀

粟田口海道 本多隠岐守

伏見海道 稲葉長門守

竹田海道 同断

朱雀口 永井遠江守

鷹ヶ峰口 青山下野守

下加茂口 同断

北白川口 本多隠岐守

右者在所最寄二付持場相心得可申哉、且屯処之義者兼而御差図可被下候哉、見計相伺候様可仕哉

所司代御附札

御持場之義御書面之通御心得、屯処之義者見計可被御申立候

但異国船渡来之模様二寄、一方を重二御警衛有之候様御差図致

し候義も可有之候間、此段可被成御心得候

一七口之外小道之義者如何相心得可申候哉

御附札

一七口之外小道之儀者其最寄御持場二而御心得可被成候

一異船渡来之節者御差図之上人数差登可申哉、近海渡来之節者時二寄御差図無御座候へ共人数差登候方可有之御座候哉、左候得者何れ之辺を近海と相心得可申哉

御附札

一異船近海へ渡来之節者御差図不申候共御人数御差登可被成候、且撰津・和泉・丹後・若狭・越前沖を近海と相心得、紀伊・淡路・播磨・但馬・伊勢沖逆も形勢次第見計、御人数御差登等之儀御伺可被成候

一人數之義者兼而相定置候先備之外、差登援兵差出し候砌者右人數之内相分候様可仕候

但當時外御用向も被 仰付候二付相定置候、人數不足之義も可有御座奉存候

御附札

一御人數差登之儀者先御書面之通御心得、援兵之義者時宜二より御差図之事ゆへ何れ別段之御人數之積二御心得可被成候、乍併其時之形勢二寄兼而御定之御人數を相分、正一二救応有之候様御差図可申茂難計候間、此段も御心得可有之候、且御定被置候御人數之義も可成丈不足無之様兼而可被成御心得候

一人數差登候砌着用之品、火事羽織或陣羽織二而も不苦候哉

御附札

一先火事羽織御着用之積御心得、時宜次第陣羽織おも御用可然候

一人數到来之節御役宅へ御届可申上候事

御附札

一御書面之通御心得、町奉行所へも御届可被成候

稻葉長門守家来

内田孫助

青山下野守家来

太田三郎右衛門

本多隠岐守家来

中神八五郎

永井遠江守家来

中村極人
ムラキツメ

安政元年寅十二月

右之伺書卯三月十八日深海より来写之、尤跡二而御役処二而も拜見致し候

覚

海岸防禦之為此度諸国寺院之梵鐘本寺之外、古来之名器及当節時之鐘二相用候之分相除、其余大炮・小銃二可鑄換之旨、從京都被 仰進候、海防之義專御世話有之候折柄 叡慮之趣深 御感戴被遊候事候間、一同厚相心得海防筋之義弥可相励旨被 仰出候、尤右之趣諸寺院へ者寺社奉行より申渡候間、被得其意取計方等委細之義者追而可相達候

一海岸防禦之為此度諸国寺院之梵鐘を以可鑄換大炮・小銃之旨被 仰出候、右者武備御充実之御趣意二候間、此外銅・鉄者勿論錫・鉛・硝石等孰茂必備之品二付、右等二而無之候而も相済候品を右類二而相製候義自今不相成事二候、且又梵鐘をも鑄換被 仰出候程之義二付、銅・鉄ヲ以新規二仏像等鑄造いたし候義難相成候、仏器之義も木製又者陶器等二而も相済候分者以來銅・鉄之類ヲ以製造之義可為無用候
右之趣可被相触候

三月

右之趣從 公儀被 仰出候間支配村々へ可被相触候、以上

北野村

三月廿五日

会 処

俣田謙次殿

渡辺小左衛門殿

其後京御番処触有之

松前伊豆守

名代 松前伊織

今度御用二付東西蝦夷地、西在乙部村東在木古内村迄嶋々等一円上知被

仰付、替地之義者追而被下、猶御手当等之御沙汰可有之候

二月廿二日

津輕様へ御達し書

阿部伊勢守殿被仰渡事

今度東西蝦夷地、西在乙部村東在木古内村迄嶋々一円上知被 仰付向後

箱館奉行御預り処二被仰付、蝦夷地へ勤番人数差渡置候様可致候、南部

美濃守江も申達候、且今度松平陸奥守・佐竹左京大夫江蝦夷地警固被

仰付、勤番人数差渡置候様松前・箱館警衛之義も相心得候様申達候間可

被申合候、人数高・場処等之義者箱館奉行へ可奉謂候コトス

右者岸様と拜見

五月二日

一野間弁才天之火を以明三日、波賀尾嶽二おゐて松明百式拾本燈し願

一 四月廿七日天氣 出勤

一 五月 二日天氣 出勤

一 同日 四日雨 壹合 清水勘太夫殿葬送

一 同日 五日夜雨 五六合

一 同日 七日 出勤

一 同日 九日 出勤

今福村畑利左衛門死去二付跡役

一 居村庄屋役相続被 仰付 今福村 利右衛門

一 居村庄屋兩人相仕被仰付 大野村肝煎 波右衛門

達右衛門孫 龜 藏

一 矢代村庄屋兼帯一役二被 仰付 野尻村 市郎兵衛

一 居村庄屋兩人相仕被 仰付 西岡屋村 九 平

嘉 平

右之通九日被 仰付

一 同日 十一日 出勤 中組大豆一件

泊 雨、夜八ツ時頃(下腹)

一 同日 十二日 出勤

一 三月十五日於江戸表御給人御取立、拾人扶持被下置、御儒者被仰

付、来秋迄在番詰越

渡辺亮太郎 三拾八歳

是迄者独礼八石三人扶持、学士添役

乍恐

一十三日より十六日迄日々雨天

一十七日雨天 出勤

一十八日と廿一迄日々雨天

一廿二日雨天 出勤 泊

一廿三日同 同断

一東岡谷村庄屋兼帯無滞御免

山田儀右衛門

一同村庄屋兩人相仕

平野源十郎

稲山源右衛門

一同村肝煎依頼御免

居村 嘉右衛門

右廿二日被仰付

乍恐

但馬国細場村渡辺多兵衛娘りうと申当丑四拾四歳二罷成候もの、実者私

女房妹二御座候、然ル処親類二絶家仕候もの御座候二付、名跡継申度奉

存候二付当村人別二入相応之業仕度奉存候、此段村方者一統承知仕呉候

義二御座候、尤先方宗旨之義者代々一向宗則同村専勝寺旦那紛無御座候

引取候上者浄土宗当組内本来寺旦那二仕度奉存候、右之趣

丑四月

願主 園田次左衛門

丑八月廿七日御聞濟 丑日記之写

私次男治助当卯二拾四歳二罷成候もの居村おりう方へ差遣し、同人名跡

為相繼御百姓仕度、先方宗旨大山上村本来寺檀那二御座候、差遣し候上

者私宗旨相除申度此段乍恐奉願上候、右之趣御聞濟被成下候ハ、重々難

有仕合二奉存候、以上

卯五月廿三日

追入村庄屋

園田次左衛門

右園田治左衛門御願奉申上候通相違無御座候二付、印形仕奉差上候、

以上

同村肝煎 源 七

同村庄屋 園田又左衛門

右之趣願出候二付奥印仕差上申候、以上

園田多祐

中組御代官処

御聞濟

乍恐

私相統二園田次左衛門次男治助当卯廿四歳二罷成候もの貰受御百姓仕度、

先方宗旨者大山新村浄土寺旦那二御座候、引取候上者私宗旨二差加へ申

度此段乍恐奉願上候、右之趣御聞届被成下候ハ、重々

卯五月

追入村 りう

肝煎 源 七
庄屋 園田又左衛門

園田多祐

御聞濟

浄土寺離手形何角と六ヶ敷申、追々延引致し候へ共卯十一月廿五日漸受
取候、奥十二月之場江写置

○辰正月普請之願書出ス

一廿四日と廿六日迄日々雨天、尤今日雷鳴有之ニ付梅雨も今日と上り敷

一廿七日天気 出勤

一廿八日と日々天気、晦日 不参

一六月二日 天気 出勤 三日 雨

一 四日 " 出勤 泊

一 五日 " 出勤

一 七日 " 出勤 泊 八日引取

一殿様青山下野守忠良公六月四日巳上刻、無御滞御帰城

御出迎場処当年より御儉約中御伺濟之上、三組共京口南詰へ罷出
候、尤御用達者は迄之通り八上新村へ罷出候

御先触之写

下野守殿在所江御暇被 仰出候ハ、来十九日江戸発駕道中十六日
積り来月四日篠山着候様旅行事二候、休泊宿々書面之通り候間被得

其意差合無之候ハ、面々名之下二可致印形候、若故障之義宿難成
所々者脇本陣へ宿被申達、尤宿主之名書加之為致印形其段以書状可
被申越候、以上

五月九日

加藤利兵衛

佐久間彦右衛門

二木又右衛門

岡本又次右衛門

昼 泊

十九日 一品川 川崎

廿日 程ヶ谷 藤沢

廿一日 大磯 小田原

廿二日 箱根 沼津

廿三日 吉原 沖津

廿四日 鞠子 鳴田

廿五日 日坂 見附

廿六日 浜松 白須賀

廿七日 赤坂 岡崎

廿八日 池鯉鮒 宮

廿九日 御渡し舟 桑名

晦日 石薬師 坂下

朔日 水口 草津

二日 京 檜木原

三日 填生 福住

四日 篠山着

宿々本陣中

御帰城為恐悦伺出仕候

何組取締

庄屋惣代

御家老御用人

御地方惣廻勤

昨寅冬、中組年番共大豆一件二付重頭之義有之、六月二日被召出

一思召有之二付居村庄屋・西木之部村兼帯・組年番とも御免

高屋村 仲右衛門

一思召有之居村庄屋・組年番御免

熊谷村 周助

一思召有之組年番御免

園田仁左衛門

太期弥右衛門

寺内村 利右衛門

乘竹村 幸左衛門

栗栖村 与三次郎

一人撰を以組年番被 仰付

大山 園田久左衛門

木の部 山本弥助

野尻 野尻村 市郎兵衛

新庄 北村茂太夫

黒岡 郡家村 次郎右衛門

草山 栗栖村 記蔵

板井 岸田久左衛門

一居村庄屋再勤

熊谷村周助父 辻源太郎

一西木之部村兼帯

川北村 弥十郎

一肝煎役身上不都東二付、御免

高屋村 文右衛門

一肝煎・状繼被仰付

同村 李兵衛

渡辺先生へ御書下ケ拜見致し候二付、為心得写置

拾人扶持

右全可取受者也

安政二卯年

三月十五日 下野(印)

尤大鷹檀紙也

渡辺亮太郎とのへ

一畑之奥池壱ヶ処

但し敷地壱反歩斗り

右池昨年自普請二而中浚仕候二付、乘本池魚運上是迄五年之間頂戴仕候
へ共、尚又当年と五年之間被下度願

伊 八

東木之部村

肝煎 常七

庄 茂兵衛

兼 常助

〃

一長々御役御出精二付御取次格 郡奉行 岸與三左衛門

〃

一老石御加米 御代官 大石勇太郎

一六月 十日 夕立

一六月十二日 天氣 出勤 泊 十三日引取

一同 十六日 葛粉献上 出勤

一同 十七日 不参

一同 廿日 郡割 出勤

一同 廿一日 同断

一同 廿二日 同断 晚引取

一同 廿七日 出勤 泊 廿八日朝引取

六月廿二日

東岡谷村

一居村庄屋平野源十郎・稲山源右衛門五人相仕

利兵衛

甚七

加右衛門倅 市郎兵衛

伊勢太夫福嶋大二郎廻村之始末

〃

一居村肝煎仁左衛門相仕

同村 長兵衛

一筆致啓上候、時節薄暑二御座候処其御地各様甚御安康珍重御儀二奉存
候、次二当方無異儀罷在候間、乍憚御休意思召可被下候、然者此度大二
郎代替二付御地廻村仕度候、依之来四月下旬当処出立仕御地へ罷越可申

候間、不相替御世話之程偏奉希候、兼而旧冬工藤直之進より申上候通時
 節柄二付当方省略仕、人少二而罷出可申候、左様御承知可被下候、尚又
 暑中之事ゆへ御馳走之義者御断申上候、一汁一菜二而可然候間、左様御
 取計可被下候様奉頼上候、委細之義者得拜顔方々可申上候、先者御案内
 申上度如此御座候、恐々謹言

三月

福嶋大二郎内

志真本兵左衛門

工藤直之進

谷山村 郡家村 東岡谷村 西岡谷村
 吹雲岡村 野尻村 川北村 同新田
 黒田村 東河地村 下村 北野村
 町之田村 徳永村 新村 上村
 宮村 追入村 石住村 高蔵寺村
 長安寺村 高屋村 宮田村 小坂村
 乗竹
 西尾講中 打坂村 中之谷 山崎
 安養寺村 垣屋村 高坂村 倉本村
 坂本村 栗栖村 大路村

右村々 御役人中
 御講親中

右之通り申来居候得共追々延引二相成六月下旬篠山着、夫より左之村々
 廻村致し候

六月廿五日昼
東河地村

廿五日泊
下村

廿六日泊
北野村

肝煎 与八

庄屋 六兵衛

庄屋 園田久左衛門

廿七日昼
町之田村

徳永村

新 村

庄屋 磯七

庄屋 中沢伝左衛門

中道伊兵衛

廿八日立寄
石住村

高蔵寺村

上 村

庄や 西尾繼三郎

泊
上 村

廿九日泊
宮 村

晦日昼
追入村

園田仁左衛門

園田多祐

庄や 園田次左衛門

泊
長安寺村

七月朔日泊
高屋村

二日泊
宮田村

庄や 仲作

李兵衛

茂右衛門

新 七

一金貳両

谷山村

一同壹兩貳歩

郡家村

一同壹兩貳歩

東岡屋村

一銀百目 西岡屋村
 一〃五拾目 吹雲岡村
 一〃百目 野尻村
 一金五拾疋 畑甚右衛門
 一金二百疋 畑市右衛門
 一〃百疋 寺本伊太夫
 一銀百五拾目 川北村
 一金百疋 山本弥助
 一〃五拾疋 弥八郎
 一金老兩 川北新田
 一銀貳百目 黒田村
 一〃四拾匁 東河地村
 一〃貳百目 下村
 一〃百五拾匁 北野村
 同新村
 一〃貳枚 町之田村
 一〃三拾目 大山新村
 一〃百目 中道伊兵衛
 中沢五武之進
 同 伝左衛門
 矢野玄栄
 留蔵
 文七

一銀貳百目 五左衛門
 一同 百目 中道伊兵衛
 高蔵寺村
 一金老兩 石住村
 一〃五兩 大山上村 荒子共
 半分ツ、卯七月
 〃十一月 立
 一〃三兩 園田仁左衛門
 西尾繼三郎
 大山宮村
 一〃貳百五拾匁 園田多祐
 一〃百目 園田治左衛門
 一〃 追入村
 一先方同勢大二郎束帶・長棒・乗物、手代兵左衛門・直之進上下、
 若党式人上下、打もの持老入、立傘持老入、外二唐櫃式棹、両掛
 式荷、仮籠等之人足都合拾人余り村々より差出し
 一村役人丈者上下、小前一統盃致し候
 一膳部之義者甲乙も有之候へ共一汁三、四菜斗り
 右荒増如斯
 卯七月
 覚

此度大筒御鑄立御入用二付、つく鉄之古鉄類相応之直段二御買上二相成候間取集、立町裏垣屋新兵衛鑄もの場へ持出し候様被仰出候事

右之趣支配村々江可被相触候、以上

卯七月十九日

会処

十六日興行

一近年不統二付花角力興行仕度願

北野新田 喜兵衛

一倅元藏新村為助弟子二相成、木挽職仕候二付職札之願

大山上村 政七

一当村儀左衛門弟子二相成、木挽職仕候二付職札之願

大山宮村 治右衛門

廿六日 辰巳出張

廿七日 辰巳右出勤、泊

廿八日 昨冬中組と中道伊兵衛と大豆一件二付出勤、泊

五月二日御免二相成候年番并郡家村二而伊兵衛へ相對致し候小前六人、高屋文右衛門等夫々表白洲へ御呼出し

廿九日 出勤

則晦日也

八月二日 不参

同 五日 年番交代二付出勤

同 七日 烽火二付御用日九日二相成
同 九日 出勤、泊

一庭東角車屋溝之義前代より隠居之園庭を通り、夫右仕事場之床下ヲ経、車へ落候処、丁之田善助并外人も床下水通り候而者不宜様申二付当卯七月廿六日右取掛り、床下を除、古酒藏之前へ廻し八月八日成就

同 十日 岡屋村へ団野と出張、夜八ツ時郷宿へ引取

同 十一日 御役処右一件二付出勤、引取

同 十二日 出勤、泊

一無滞庄屋役御免 川北新田村 五郎兵衛

一是迄三人之処跡役兩人二被仰付 " 六右衛門

一肝煎二被仰付 " 嘉右衛門

一肝煎二被仰付 " 五兵衛

十三日 出勤、夜帰宅

十四日 柏原へ行、泊

十五日 辻逗留

十六日 引取、新田相撲行

十七日 内夜五ツ時同役より高掛御頼一件二付呼二来、直様出町

十八日 出勤、夜引取

廿日 大風雨洪水、荒刃出来

一御免三ツ

右者辰巳分是迄三ツ御定免二被成下難有仕合奉存候、当年御年限二付尚又奉恐入候得共、当卯より已迄三ヶ年之間御定免二被成下候様奉願上候、格別之御慈悲ヲ以右之趣御聞濟被成下候ハ、難有仕合奉存候、以上

卯八月

辰巳分庄屋 虎之助

後見 園田多祐

南組御代官様 上

八月十八日取締波多野万次へ出ス

奉願上候口上之覚

一四ツ五分

下村

一四ツ七分壹厘

北野新村

一四ツ五分七厘

北野村

一五ツ四分

丁之田村

一六ツ九厘

徳永村

一五ツ七分

新村

一六ツ壹厘

上村

一五ツ七分五厘

田方

宮村

一四ツ六分四厘

田方段免

同村

一四ツ八分

畑方

同村

一六ツ壹分六厘

上村高之内 園田分

一五ツ九分

宮村高之内 園田分

一四ツ九分五厘

同村高之内畑方 園田分

一五ツ五分六厘

石住村高之内園田分

一六ツ壹分五厘

追入村

一五ツ四分壹厘

石住村

一六ツ

高蔵寺村

一五ツ六分

一印谷村

一四ツ八分

長安寺村

一四ツ四分貳厘

東河地村

一三ツ四分五厘

明野村

当組内右村々昨寅年迄御定免二被成下難有仕合二奉存候、当年御年限二付尚又奉恐入候得共、当卯年より未年迄五ヶ年之間此迄之通り御定免二可被成下候様奉願上候、右願之通り御聞濟被成下候ハ、組内村々未々迄難有仕合奉存候、以上

卯八月

明野村百姓代 丹次郎

肝煎 源太郎

下村百姓代 多七

肝煎 佐七

同村 庄屋

明野村兼帯 六兵衛

東河地村

百姓代・肝煎兼 与八

量平

北野村・同新村

百姓代 弥三兵衛

肝煎 又七

同 村庄屋

東河地村兼帯 園田久左衛門

長安寺村百姓代 五兵衛

肝煎 四郎太夫

庄屋 仲作

丁之田村百姓代 平藏

肝煎 弥兵衛

庄屋 平助

同断 磯七

一印谷村百姓代 弥二左衛門

肝煎 庄助

庄屋 休助

石住村 百姓代 源左衛門

肝煎 宇右衛門

庄屋 平太夫

高藏寺 百姓代 利助

肝煎 栄助

庄屋 茂右衛門

徳永村 百姓代 五武之進

庄屋 中沢伝左衛門

新村 百姓代 亀太郎

肝煎 磯右衛門

庄や 中道伊兵衛

上村 百姓代 林七

肝煎 松兵衛

庄屋 園田多蔵

同断 西尾繼三郎

園田分 庄屋 園田多祐

同断 園田仁左衛門

宮村 百姓代 多兵衛

肝煎 清八

庄や 大三郎

追入村 百姓代 菊平

肝煎 源七

庄屋 園田又左衛門

同断

一印谷村兼帯 園田次左衛門

以上

園田多祐

中組御代官処 上

右之趣願出候二付奥印仕差上申候、

乍恐

一三丸御払米 百五拾石 六拾七匁三分六厘 合
 一同正納米 百五石 七拾貳匁五分四厘 合
 一同正納糯 四石 五斗 合
 一同御払大豆 四拾石 当年御改法二付不下
 一同正納大豆 拾六石 八石五斗 合
 一 波賀野御払米 六石五斗 六十七匁五分三厘 合

右石数当年御平均之御直段を以御売下ケ被為 成下候様乍恐奉願上候、
 格別之御慈悲ヲ以右願之趣御聞濟被成下候ハ、冥加至極難有仕合奉存
 候、以上

卯八月

園田多祐

御米方様 上

一御米百石

右御手形御貸下ケ被為 成下候様乍恐奉願上候、来辰十月無相違返納可
 仕候間、右願之趣何卒格別之御慈悲を以御聞濟被成下候ハ、冥加至極
 難有仕合奉存候、以上

卯八月

園田多祐

御米方様 上

八月廿二日より多祐事土田文三郎より被相頼、児嶋又左衛門一件二付姫

路行、同日船町井筒屋祐次郎方迄参り候処、下男徳兵衛病氣差起り同処
 二止宿、駕籠二而為引取供友蔵召連廿三日北條泊り、廿四日内海準次郎
 方へ着、九月五日迄拾貳日逗留、落着致し候二付六日彼地発足、七日帰
 宅

一九月八日雨、追手森様御祭礼

但し是迄者引山斗之処当年と太鼓新調

太鼓差渡し 老尺七寸 代金四両

京三条大橋東三丁目下ル天部村北之入口西北角 橋村理右衛門

櫓代三百目之渡し切 大工 宮村 仙六

一 九日 神田様御祭礼、曇天、太鼓・神輿共上番

一 十日 多祐事姫路返事二柏原行

十一日 引取

十二日 御役処へ出勤

十七日 出勤

廿二日 出勤

八月廿二日組々年番惣代被召出御達

中組御代官処 上

九月四日三場年番取締被召出

三丸大豆納是迄之御定

正納 三百石

銀納 拾六石

手形 千五拾八石

右之通候処此節正大豆御入用二付、手形千五拾八石御払之内も正大豆二而上納勝手次第第二候、右之内五、六度二石数式百石迄是迄之通入札御払二相成、石平均直段ヲ以残之分銀納、冬皆濟二相成候様可致候

卯九月四日

奉差上御請書之事

三丸大豆納是迄之御定

正納 三百石

銀納 拾六石

御払手形 千五拾八石

右之通御座候処此節正大豆御入用二付、御払手形千五拾八石之内も正大豆二而上納勝手次第第二被仰付、右之内五、六度二御手形式百石迄是迄之通り入札御払二相成、石平均直段を以残之分銀上納、冬皆濟二仕候様被仰付難有奉畏候、依之御請書奉差上候、以上

卯九月

組々年番

近年來海岸防禦御手当其上、昨年来 御所向御警衛・御小屋場御勤番御

火消・七口御固メ等莫太之御用途二而右口々者無御抛 御公務之儀二付、

昨寅年より来午年迄五ヶ年之間御家人之面々へ格別之減米御頼被仰出候

得共何分御用途銀御繰合も難出来、必至と御差支二相成候二付、御用銀

六百貫目多紀・桑田・武庫三郡へ御頼被 仰出、右御返済方之儀者来辰

年より無利足拾ヶ年賦二而年々六拾貫目ツ、銀納之内二而差繼御返済被

成下候旨被仰出、尤当年者相応之作方と相聞候得共近年來量作と申二も

無之、其上一昨丑年者稀成早損二而下方内損も強候処、昨寅年御用銀被

仰付引続候事二而尚又難済二可有之候得共此度無抛御頼被仰出候儀二付、

是迄と者訳合も違、世上一様之御時体無御余儀訳柄奉恐察、如何躰二而

も繰合セ御用銀出精上納可致候、此段小前末々之者へも可申達候

奉差上御受書之事

一銀何貫目

右者近年海岸防禦其上 御所向御警衛・御小屋場御勤番御火消・七口

御固等右口々莫大之御用途 御公務之義格別御物入二付、無御抛御用銀

御頼被仰渡、御返済之義者来辰暮^〆無利足拾ヶ年賦銀納御差繼被成下一

同奉畏候、依之御請書奉差上候、以上

年号

何組何村

百姓代

肝煎

庄屋

何村

大豆之義近年上打多分相掛り殊二昨年色々引纏居候二付、此度 殿様思召を以、前書之通り御改法二被仰付候

一加判之列御免 蜂須賀小平太

九月七日被仰出

九月十二日被召出

一昨寅冬中組年番と大豆之義二付取計方不宜候二付、過料拾貫文被仰付 中道伊兵衛

一昨寅冬中道伊兵衛へ大豆かへ事之義二付重頭無之と八乍申、郡家村へ小前六人之もの為差出、手詰之応対為致し候段取計方不宜、過料三貫文ツ、被仰付 太期弥右衛門

高や 仲右衛門
熊谷 周 助
乗竹 幸左衛門
栗栖 記 蔵
寺内 利右衛門

一郡家村談し二不加二付、無構 園田仁左衛門

一年番より頼候ト八乍申、郡家村二於て手詰対応致し候二付、急度呵り申付 小前六人之者

右之通御裁許有之、尚又大豆納方も改法二付是迄之宿弊先ツ一洗いたし候

一百姓代伊助相仕申立 東濱谷村 亀右衛門 五拾歳 持高七石七升

一難洪御救申立 黒田村 恒 七 三拾九才

同人女子 や す 四歳

同人碎 真砂吉 当歳

同人 母 五拾三歳

右女房長々相煩当夏相果、極難洪、持高式斗九升

九月十七日出ス

一十月下旬二日之間牛市願 明野村 要 助

持高八石六斗八升七合

乍恐奉願上候口上之覚

父多六郎義先達而心得違之義二付御除帳被仰付候処、段々先非後悔仕私身上不為成義者決而仕間敷候へ者、昨年より眼病二而差脳候二付歸国仕、養生仕度旨御免被成下度歎願仕呉候様毎々申越候、歎ケ敷奉存候間何卒御慈悲ヲ以御除帳御免被成下候ハ、引取候而加養

仕度奉存候二付乍恐奉願上候、右奉願上候通御聞届被為成下候ハ、冥加至極難有仕合奉存候、以上

卯九月十七日

願主 大山上村 園田仁左衛門

親類惣代 園田又一右衛門

右園田仁左衛門奉願上候通相違無御座候二付、願之通御聞届被成下候ハ、於私共難有仕合奉存候、以上

樋口庄左衛門

園田多祐

中組御代官様 上

辰二月廿二日御聞濟

一改名 東岡谷村 庄屋 甚七事 幸左衛門

肝煎 伊八事 勘兵衛

一当村幸助倅伊之助当卯三拾三歳、当月上旬家出届

九月廿二日

大山宮村庄屋 大三郎

一大山宮村幸助倅伊之助先達而行衛相尋候様被 仰付候二付、廻々相尋候様於今不相訳届

九月廿八日

一九月廿日病死届ケ

一印谷村肝煎 庄 助

一九月廿七日 出勤 泊

一廿八日 昼後引取

一廿九日 東岡谷村仁左衛門一件二付出勤 泊

一晦日 同断 出勤 夜泊

十月朔日 朝引取

一 二日 出勤 園田又一右衛門頼母子二付、泊 三日朝、引取

一御免六ツ三分五厘 坂本村

一同段免四ツ四分老厘

当卯より未迄五ケ年是迄之通年繼

一御免六ツ老分五厘 矢代村

同断

一 六日 高屋村河原一件二付樋口と出勤 泊

一 七日 出勤 八上内村芝居見分、夜樋口 泊

八日引取

十月十六日聞濟

一大山宮村幸助倅伊之助三拾三歳兼而心得方不宜、帳外之願

十月 九月七日

大山宮村

一十二日 出勤 泊
 一十三日 芝居へ波多野と出勤
 一十七日 出勤 廿一日 辰巳出張
 一廿二日 辰巳と出勤 泊
 一廿三日 出勤 宮田芝居大入、見分
 一廿四日 組勘定、長安寺忠作宅

乍恐奉願上候口上

私義御蔭ヲ以御百姓相続仕、父善助義永々庄屋御役相勤罷在候処、及老年候二付去子年願之通り退役被 仰付難有仕合奉存候、然ル所此頃大炮御鑄立被 遊候様之御時躰奉恐察、為御国恩私義幼年之頃より当国柏原町伊勢屋九平と申もの方江縁家二付罷越居候所、縁も御座候二付同家製作之焰硝七拾斤乍聊献上仕度奉願上候、何卒右之趣御許容被 成下候ハ、冥加至極難有仕合二奉存候、以上
 卯十月廿三日

願主 町之田村 禎 助

右貞助奉願上候通相違無御座候、御聞濟被 成下候ハ、於私共難有仕合奉存候、以上

園田多祐

中組御代官様

十一月十九日献上、委細奥二記ス
 十二月廿八日為御会积、独礼御免被 仰付

一十月二日居村庄屋再勤被 仰付 高屋村 仲右衛門
 一同日居村庄屋再勤 熊谷村 周 助
 一居村庄屋無滞御免 同 村 辻源太郎

十月廿五日

一居村庄屋平助・磯七三人相仕蒙 仰 町之田村 禎 助

一十月廿五日欽之助様事小吉様、成瀬集人様江御養子二被為人、恐悦有之、出勤

一十月廿七日 出勤 宮田泊

一同廿八日 宮田芝居見分、手前・樋口・羽源(羽田原右衛門)

一十一月二日 出勤

一 朔日 手前・波達(波達右衛門) 芝居見分

一 三日 詰処出勤 二日夜泊

一十月二日夜亥之刻、江戸大地震

即死・怪我人夥敷、諸大名屋(マヤ)し敷焼失・破損限なし

一十一月 六日 宮田芝居へ樋口と出勤、篠山泊

一同 七日 出勤 八日 樋口と出勤 七日夜泊

一同 十二日 出勤

覚

三丸大豆正納之外千五拾八石之内貳百石迄御払之内六拾石御払

平均直段 九拾貳匁五分三厘 但し入目包共

右之通候間、正納之外右直段を以上納可有之候、以上

卯十一月八日

右御殿より被仰出、十日附人衆へ年番呼出し被相達候

一去子年肝煎被仰付相勤罷在候処、病氣二付退役之願

東岡屋村 仁左衛門

一十七日 出勤

一十九日 正納大豆一件二付出勤 泊

一 廿日より郡割、出勤 泊

一廿一日 出勤 泊

一廿二日 出勤

一廿六日 本来寺勘定

一廿七日 出勤

十一月十九日

丁之田禎助焰硝献上之訳

一樅木貳拾五斤入箱二ツ 同貳拾斤入 七拾斤

書付者なし 熨斗 奉書 巻のし

御月番岸様御達

御時躰恐察致し焰硝献上致し候段奇特之至申上ル

御取合セ御代官小林善蔵様

但し御礼廻り御代官附人丈へ御取合之御礼口上二而申上、手札なし

三丸大豆之義当年御改法二相成候二付、例年正納三百石之

外二増正納左之通

一増貳拾八石五斗 黒岡組

一 五拾六石 新庄組 定例之外得不仕候

一 七拾四石 木之部組 古佐組

一 五拾八石五斗 大山組 草山組

一 三拾石 小多田組

一 五拾三石五斗 板井組

一 三拾四石 岩崎組

一 七拾石 野尻組

一 貳拾四石五斗 町分

四百貳拾九石

又 三百石 定例

七百貳拾九石

右者当年大豆御払手形之内貳百石迄御払被遊、其余之所正大豆御入用二付現大豆二而上納勝手次第第二被仰付奉畏罷在、村々取調仕見分候処作柄善悪二より年々増減者可仕候得共、当年ケ成之作柄二付前書之石数上納

仕度申出候、乍併是迄之正納引拔候上之義二付成丈之吟味者仕候得共、自然品柄相劣候而万一於御藏処御勿二相成候ハ、

右石数之内相減申候二付此段乍恐御含置被成下候様奉願上候、以上

十一月

取締共

右之通村々々正納致し候二付、元々処々追々正納手形御払可相成候、尤藏出し銘付之御手形ゆへ上納二者相成り不申

乍恐奉願上候口上

私義代々広大之奉蒙 御高恩御蔭ヲ以御百姓相統仕罷在難有仕合奉存候、亡父庄十左衛門義御扶持方五人扶持被下置、尚又不都束之私共不存寄其俣相統被仰付、冥加至極難有仕合奉存候へ共、此節奉恐入候御時躰二付御年限中御上扶持二被 仰付被下候様奉願上候、右之趣御聞濟被成下候ハ、難有仕合奉存候、以上

卯十一月十九日

大山宮村 園田多祐

中組御代官所

極月廿二日長谷川様御達、御辞退申上候

得共、訳有義二付其俣被下置候段被仰渡

右之通願書差出し置候処、十二月廿二日袴着用三之御間江被 召出、其方共父庄十左衛門より相統仕罷在候所御扶持方之義、御時躰恐察致し御年限中御辞退申上候得共、段々御調二相成候所格別訳有御扶持方之義二付是迄之通被 下置候間、難有可奉存候旨御月番長谷川平次郎様より被仰達

御受御代官小林善藏様

右二付同日為御礼、御郡代・御奉行・御代官へ廻勤致し候

一御地方者右様結構二被 仰付候得共、元々所者当月十五日御達二

而当八月^{十一}五ヶ年之間三人扶持之所忝人半扶持二被 仰付候二付、

地方・元々所合して是迄八人扶持頂戴罷在候所、六人半二相成候

安政六未十二月十一日元々処へ被 召出、忝人半御断之御扶持方当十二

月^末卯年以前之通被下候旨、元々御月番本郷唯馬様御達し

父上様御扶持御頂戴之訳

一園田庄十左衛門へ申達

年来御用向出精旧年献米仕候二付達御聴奇特二被 思召、依之忝人扶持被下置候旨、文政七申二月廿六日御勝手方御用人浦山与右衛門様於御対面所被 仰達

一園田庄十左衛門へ申達又

其方義農業出精致し并小前愚成者を能く教導致し、下方取扱事等申付候節他事なく粉骨致候段奇特之至、依之御扶持方三人扶持被下置候旨、文政七申十一月廿七日於 御会所御郡奉行内藤弥五左衛門様被仰達

一園田庄十左衛門へ申達又

去巳年違作二付御領分困窮之砌格別骨折取暖、難渋人共へ憐愍之義多く相聞、元来取締役際立出精之廉も達 御聴奇特二被 思召、依之為

御賞美式人扶持被下置、是迄頂戴致し三人扶持と御結、都合五人扶持

一御用御手飼馬

二被成下、尚又大山下村畑田成増上納十分一生涯被 下置候旨、天保

蜂須賀様

鈴木鋁五郎様

丸山様

八四十一月十三日於 御会所御郡奉行御用番石田佐右衛門様^占被 仰

堀内様

後藤様

赤木兵馬様

右之通兩御役所二而七人扶持御頂戴被成罷在候、嘉永二酉十二月迄被下

西 吉原様

浦山様

吉原六兵衛様

多祐相統

一嘉永三戌二月十六日、於御地方御郡奉行永戸丈右衛門御達、御用達被

東 吉原様

丹羽様

永田鋹藏様

仰付式人扶持方相統被仰付

一同二月廿五日、於御地方御同人様御達し、父庄十左衛門へ被下置候御

東 青山様

市野様

渡辺四郎様

扶持方五人扶持相統被 仰付

一安政元年寅九月四日、元所へ被 召出未四月異国船渡来御用銀被仰

西 青山様

沢井様

堀内岡之丞様

付出精致し候二付、為御賞美老人扶持御加都合三人扶持二被成下候旨

中山佐五右衛門様 服部半七郎様

吉原彦助様

元役本郷唯馬様被 仰渡

赤木牧五郎様 式拾式軒

兩御役所八人扶持

一安政式卯十二月十五日、元三人之内老人半二被 仰達

此分四千六百八拾貫目

代銀納

一同十二月廿二日、御地方是迄之通被下候旨被 仰達

内 千九百五拾四貫三百目 上組

南組

六人半被下之詔

右者卯四月十一日被仰出

安政式年卯十二月廿四日 燈下記之

多祐定業 謹誌

辰年分

一飼葉 千六百八拾貫目 御厩方

一同 四百貳拾貫目 中繼之分

一同 八千四百貫目 貳拾軒様

四百貳拾貫目ツ、

一同 八百四拾貫目 赤木牧五郎様

〆 壹万三千三百四拾貫目 九月被仰出

又

千百九拾七貫六百日 七月被仰出

此訳

卯四月一日〆十二月廿九日迄

貳百六拾六日分

三百拾九貫貳百目 堀内岡之丞様

卯四月二日〆十二月廿九日迄

貳百六拾五日分

三百拾八貫目 中山佐五右衛門様

五月八日〆十二月廿九日迄

貳百三十七日分

貳百八拾四貫四百目 赤木牧五郎様

貳百三十日分

貳百七拾六貫目 後藤様

〆 壹日二付飼葉壹貫貳百目ツ、

〆 壹万貳千五百三拾七貫六百日

内

貳千百貫目 御厩并中繼之分 正葉納

七百五拾七貫目 上組

内 六百九十八貫目 南組

六百四拾五貫目 中組

〆 壹万四百三拾七貫六百日

内 百九拾三貫貳百目 服部様分減シ

残 壹万貳百四拾四貫四百目 代銀納

三千六百九拾貳貫八百目 上組

内 三千四百五貫八百目 南組

三千百四拾五貫八百目 中組

代銀納

五千四百貳拾壹貫六百日 四月被仰出

壹万貳百四拾四貫四百目 九月被仰出

〆 壹万五千六百六拾六貫目 八分ツ、

代銀拾貳貫五百三拾貳匁八分

内

八百三拾貫九百目 大山組

八百拾九貫九百目 木之部組

八百貳拾九貫九百目 の尻組

輕業入札郡益銀之割

一 貳貫七百七拾目貳分 野中村落札

一 壹貫七百八拾三匁六分 宮田村落札

〆 四貫五百五拾三匁八分

内

老貫目 野中村へかし、証文入

三百五拾三匁八分

右者干草無抛急御用買入、其外惑引当止而勘定之事

残 三貫貳百目

飼葉代銀納

五千四百廿一貫六百目 七月触出し

〆 壹万貳百四拾四貫四百目 九月触出し

〆 壹万五千六百六拾六貫目へ割

十貫目二付、貳匁四厘貳毛ツ、

組割

八百三拾貫九百目代

六百六拾四匁七分貳厘

大山組

内 百六拾九匁六分七厘

入札料引

〆 四百九拾五匁五厘

八百拾九貫九百目

六百五拾五匁九分二厘 木之部組

内 百六拾七匁四分二厘 同断引

〆 四百八拾八匁五分

八百廿九貫九百目

六百六拾三匁九分二厘 野尻組

内 百六拾九匁四分六厘 同断引

〆 四百九拾四匁四分六厘

代銀納 〆 拾貳貫五百三拾貳匁八分

内 三貫貳百目 運上銀

残 九貫三百三拾二匁八分

右之通卯十一月廿二日触出し、極月十二日取立

覚

五百石以下

御目見以上以下

同惣領次三男厄介

清水附之者

浪人

百姓町人

右者今般蝦夷地一体上知被仰出候二付、御旗本御家人之内風寒暑濕を不

厭、山野を跋涉し筋骸を固め、文武之修練心掛候もの共相願候得者元身分二応し在住被 仰付之間、名前早々取調可申聞候、且万石以上以下之家来、主人見込のものも有之候ハ、申立次第是又可被差遣候間、書面之もの共何れも荒地開発・野馬牛牧養を始として、食料薬用二可充生類育方、金銀銅鉄鉛山開掘、巨材薪柴伐出、草木植付、石炭掘取、器具製作、採葉、鯨胤何二不依生産二相成候類并湊附等之場処へ休泊所・茶店取建度存候もの者任望被差遣、尤其品二応し御手当をも可被下候、猶又御国益二も相成格別出精之廉相願候者者篤と事実相糺、士人者身分御取建、農工商之輩者地所・家宅等相渡し、其上御賞賜・御手当等も有之候条、右之趣相心得有志之者者其筋へ可願出候、猶委細之義者箱館奉行可承合候

右之趣被 仰出候間末々迄不洩様可被相触候、以上

十月

右之通從 公儀被 仰出候間支配村々江可被相触候、以上

卯十一月十九日

会 所

小林善藏殿

河合新左衛門殿

大石勇太郎殿

其後京地御番所触有之

宗旨送一札之事

一 追入村園田次左衛門倅治助と申者当辰貳拾五歳二罷成候、宗旨

代々浄土宗二而則当寺檀那二紛無御座、然ル所今般貴寺旦那同村おりう方へ養子二参り申候二付改寺願出、任其意差遣し候間以後

貴寺宗帳へ御加入御支配可被成遣候、於拙寺差構無御座候、為後

日改寺一札仍而如件

安政三年辰八月

浄土寺

本来寺知事

当年之日附二致し呉候様相頼候得共色々と故障申来、辰年之日附二而認
呉候二付、治左衛門受取歸り候二付、卯十一月廿五日本来寺へ相渡ス

卯十一月廿四日、三組年番御白洲へ被 召出

嘉永二酉年・同三戌年兩年御頼二相成候人差二而出銀被 仰付候口々、
当卯年分御返濟之義御断被仰出、右者下方二而も承知之通近年不容易年
柄臨時御入用二而、当年も高数之高掛り相頼被 仰出候後、江戸表前代
未聞之地震二而御屋敷向大破二相成候程之年柄二候得者無御扱柄奉敬
承、人々江申通可申事

去ル嘉永二酉年・同三戌年・同七寅年御頼二相成候高掛り出銀之口々、
近年臨時御入用多二而当年も高数御頼被 仰出候後、江戸表前代未聞之
地震二而御屋敷向大破二相成候程之年柄二候得者、右御返濟之口々御断
二も可相成御時躰之処、下方難洩之段 御憐察被遊御約束通拾五ヶ年濟

之割合二而当暮御返濟二相成候二付、出合之者共厚高慮之段難有奉敬承、
下方未々迄不洩様申達し可置事

御礼廻り手札

去ル嘉永二酉年・同三戌年・同七寅年被仰付候御高掛り当年格別之御時
体二被為在候処、下方御憐察被成下御約定通拾五ヶ年賦之割合御下ヶ銀
被一成下候旨蒙 御達難有仕合奉存候、依之為御礼伺出仕候

御郡代 御奉行御月番

代官申上

何組

右組々年番共

右十二月廿四日御達し

覚

從江戸飛脚到来、先月廿六日小吉様御事成瀬隼人正様江御引移、即日御
婚姻被成御整万端無御滞被為濟候旨申来候間、右為恐悅郷方兼而御礼申
上候もの共麻上下着之、明後廿四日・廿五日両日之内四ツ時と九ツ時迄
之内御対面処罷出候様被 仰出候
右之趣支配村々へ可被相触候

卯十月廿二日

小林善藏殿

河合新左衛門殿

会 処

大石勇太郎殿

一小吉様忠良公之御次男欽之助忠篤君之事也

一嘉永五子五月廿三日金山へ被為入、手前方二而御膳処相勤候

一嘉永四亥十一月廿二日

日本外史 廿二冊

代金老両

国史纂論

拾冊

代二百足

桐箱へ入 代拾老匆

右献上致し候 御方様也

覚

此節老分銀手摺之分通用差滞相對を以引ヶ方歩合等受取引替候趣二候処、
一己之私を以歩合等請受引替候者心得違不埒之至二候、全手摺極印不見
分分者老朱銀と引替可遣候、燒候分者は迄通定法之歩合引ヶ方を以是又
引替可遣候間、銀座へ差出し引替可申候、以後少々之手摺を危踏通用差
支候様成心得違一切不致無滞通用可致候、尤上納金無差支包方可致旨銀
座へも申渡し候間、少々之手摺を彼是申歩合等受取引替候者於有之八、
吟味之上急度可申付候
右之趣武家・在町・寺社領共不洩様御領者 御代官所、私領者領主・地
頭より可被相触候

右之通從 公儀被 仰出候間支配村々江可被相触候、以上

卯十一月十二日

小林善藏殿

会 所

河合新左衛門殿

大石勇太郎殿

其後京都御番所触有之

十月二日夜、江戸 東照宮御入国以来未曾有之大地震

即死人 貳拾二万人 怪我人 五拾万人

御救小屋場所

深川海辺新田 同八幡社内 幸橋御門外

上野広小路 浅草雷門前 〆五ヶ所

一水藩之名士戸田銀次郎・藤田虎之助壓死

一松平紀伊守様江戸御屋しき大崩之上焼亡、即死人六拾七、八人

一此方様 若殿様直二御立退、青山御中屋(マ)敷へ御引移

一当御家来中即死者耆人も無之

一怪我人少々有之

御上屋敷破損処

一表御長屋東側者(マ)ラネ落、屋根瓦スリ落、御長屋ネヂレ

一同西側定規柱メリ出し、御長屋少し傾ムキ

一表御門無別条、両門番所瓦落し

一表御玄關櫛形塀并塀重門左右之塀皆潰

一奥御玄關御門斗助り、御玄關より外御取締詰所迄御使者之間皆潰、

上御台処助り

一両局下家不残崩落、南局八傾、ネヂレ

一御姫様御部屋前廊下其外天井落

一奥御居間下夕八助り、御二階不残崩落、御火之見之所斗少し残

一御姫様御部屋より御子様方御部屋・御膳之間御台子・御三之間迄

鴨居落壁損し位二而先無別条、御居間書院・御不断之間・御小姓

所御次・御小納戸表御座敷・向御広間廊下迄右同断、無別條

一御年寄席・御用所諸役処破損者有之候得共先無別條、下御台処も

同断

一北御長屋御馬屋・南御長屋大破、両部屋・御手廻り部や・稽古場

先無別條、内御長屋も同断、小夫部や者不残潰レ

一御土蔵奥沓番・沓番、御小納戸、御近習・御茶道吟味大納戸、馬

場角稻荷社、六棟不残土フルイ落、瓦落大損し

一御貸土蔵皆潰レ

青山御中屋敷

一御殿向を初、所々大破、壁落・鴨居落等有之、御家中も同断、尤

潰候義者無之

一御土蔵向御上屋敷程二者無之候得共不残土フルイ落し、新建台葉蔵も

同断

一四軒屋敷土塀・玉(マ)へ南寄(マ)之方拾七、八間程石垣崩レ、土塀も崩落右都

而外之御屋敷より者御破損軽く相見へ申候

鉄炮洲御屋敷

一両御もの見破損処有之候得共先無別條

一西之方御土蔵皆潰、中之御米蔵東寄之方共土フルイ落

一ねり堀奥平様境皆潰、川手之方処々大破、水門番所皆潰、石垣も崩処有之

一御長や大破二候得共先無別條

西久保

一東表長屋凡一棟皆潰、中御長屋壹棟大曲り住居不相成

一御物見、御土蔵等大破二候得共、潰ハ無之

右者大凡之所二而篤と見分もいたし候得者相違之廉も出来可申哉、

御上屋敷内之儀者凡書面之通二御座候、尤委細調出来之上者御用番様へ御届二も可相成、調中二御座候

御用状別

外様破損処・御焼失中々以今日迄不相知候へ共、及見聞候分左之

通 是者十分ノ一二而又間違も可有之

一御城廻り石垣・御矢倉・御多門処々大破大造之事二相聞、但及見聞候分代官所辺、外桜田・内桜田・弁慶堀辺大崩二而目を驚かし

候

一御焼失 西丸下者会津様・松平下総様・内藤紀伊守様・松平伊賀守様、半焼同処長岡様御長屋四方皆潰、即死人多人数有之、御用人池田小左衛門も即死人之内二有之、本庄様・松平玄蕃様・酒井右京様・本多越中様皆潰・半潰

大名小路阿部様過半潰、久世様同断二候得共阿部様御用番御勤被

成兼、久世様御勤二付少し軽ク可有之候

風聞阿部様奥向皆潰、女中向を初、即死人多人数有之よし

一御焼失酒井雅楽頭様・森川出羽守様・松平駿河守様・堀田備中守様・

榊原式部様、半焼内藤駿河守様・高家戸田様・石川日向守様・黒田豊前守様・堀丹波守様・内藤豊後守様・大関伊予守様、上の広小路辺、

新吉原町本所猿若町辺迄、深川辺処々、小日向辺本所水戸様百軒長

や辺迄、土井大炊頭様・本多中務様・永井遠江様・松平右京亮様・松

平主殿頭様・鍋島肥前守様・南部大膳太夫様・朽木様・亀井様焼、長

州半焼、鍛冶橋御門外本所京橋辺迄、築地・鉄炮洲辺、芝辺

右之外皆潰・半潰之御屋しき一般二而、都而ねり堀ハ皆潰二而芸州様を
はしめ酒井様、御隣家土井様堀も都而崩レ申候、鉄炮洲御屋敷川手之方

少し助り候者天幸二御座候

御屋敷怪我人無之候と御火災無之者実二難有奉存候

右者安政貳卯十月二日亥刻江戸大地震・大火、翌三日二至り未夕鎮火二成不申候由

此御書面江戸御屋敷より参り候写し

浦山様より為御見被下写之

一十月二日夜四ツ時江戸大地震前代未聞之大変、壓死人拾貳万八千人又貳拾万とも申候、火之手一時二四拾八所上ル由、大小名屋敷夥敷焼失

此方様御屋しき御別条無之候得共大破二相成、尤若殿様其夜御
上屋敷^右青山御中屋敷へ御立退

一寅四月六日、禁裏御炎上

一卯十一月廿三日、新殿御出来御遷幸

一馬多分御飼立二相成下方難渋且高敷之高掛銀被 仰付候二付、為
人氣和前芸付輕業御免二相成入札致し候処、野中村・宮田村落札
二相成、則左之通也

一落札貳貫七百七拾目貳分 野中村 李兵衛

一同 老貫七百八拾三匁六分 宮田村

野中村之義里内之義二付興行不相成、仍之八上内村於誓願寺谷相勤

十月七日 大入

同 廿 終 米三座

〆数拾ヲ

宮田村南浦ニおゐて

十月廿三日 大入

十一月三日 終 国藏座

十二月 二日 出勤 泊

三日 辰巳へ出勤

四日 御用日二成、辰巳^右出勤

七日 出勤 泊

八日 出勤 泊

九日 北野村へ免割

十日 同断

十一日 農料米取立、出勤

十二日 出勤

十七日 出勤 泊

十八日 同断

卯年張紙

篠山着

一米老石 代七拾三匁五分

福住着

一同老石 代七拾五匁

波賀野着

一同老石 代七拾四匁四分

十二月 九日^右十一日迄 老匁貳分引

十二月 十二日^右十五日迄 老匁引

十二月 十六日^右十九日迄 八分引

十二月 廿日^右廿二日迄 六分引

廿三日⁶御立直段

篠山

一米¹老石 代七拾貳¹匆五分

福住

一¹老石 代七拾四¹匆

波賀野

一¹老石 代七拾三¹匆四分

右者先納銀返濟直段

篠山

一糯¹老石 代九拾老¹匆八分

一大¹ツ老石 代八拾八¹匆貳分

一小¹豆老石 代百三拾五¹匆八分

福住

一大¹豆老石 代八拾九¹匆七分

一小¹豆老石 代百三拾七¹匆三分五厘

波賀野

一糯¹老石 代九拾貳¹匆七分

一大¹ツ老石 代八拾九¹匆壹分

一小¹ツ老石 代百三拾六¹匆七分五厘

右之通二候、以上

卯十二月九日

会 所

小林善藏殿

河合新左衛門殿

大石勇太郎殿

梵鐘一件二付達儀有之候間、組々二而惣代一ヶ寺宛早々登山可有之候、
以上

卯十二月七日

惣本山 役者

御印

丹州大山上村 本来寺

中山村 正覺寺

猶々小組之向者隣組申合、惣代兼帶上京不苦候

一各々除地二候哉、年貢地二候哉之訳、且地頭之名前相認又持參可

致候、尤老、貳ヶ寺二而末寺有之分者本寺二候間、其旨相心得

夫々於本寺不洩取調一具二可差出候

一梵鐘有之寺院者鐘之長サ何尺・差渡シ何尺・厚サ何寸と申儀、且

銘文之写、檀越寄進之訳等巨細取調、是又相認持參可有之候

一右梵鐘有無書上方之義京都御奉行所江者御当山⁶一具二取集御差

出二相成候間直二不及差出候、万一直々御沙汰有之候共其旨可

相答候

一御領・御代官所・御預り役所・領主・地頭等⁶梵鐘調有之分者、

其趣相認可差出候

一子年・午年七ヶ年月人別改帳是迄何方へ差出し来候哉各寺二取調、

早々可申出候、已上

右二付極月十六日立、本来寺和上登山

被 仰達御用之義有之且御料理被下候間、来十五日四ツ時麻上下着
之御対面所江可被罷出候、以上

十二月十二日 元ノ所

園田多祐殿

西尾繼三郎殿

園田治左衛門殿

園田又一右衛門殿

中道伊兵衛殿

永沢平八殿

尚々病氣・故障等有之候ハ、最寄出席之者相頼代人可被相頼候、以上

右二付十五日御用達一統罷出候所

一銀八貫四百八拾八匁 大坂御城代御用銀四口

弘化三年年ノ無利足式拾年賦二被 仰付

内

式貫九百七拾目八分 午ノ嘉永五子迄七年二被下

残 丑・寅年延御断

五貫五百拾七匁式分 被下残

弘化五申十月十三日被 仰付

一銀貳貫目 弘化五申二月、江戸御老中御役屋しき御焼失二付上納

嘉永二酉十二月元

年老割、七年賦二被仰付

内

老貫百六拾目 酉ノ嘉永五子迄四年二被下

但 嘉永六卯年者利足斗被下

元銀年延御断

七百六拾式匁 酉ノ嘉永六丑迄五年二被下

嘉永六丑元銀年延御断

同 七寅元利共年延御断

残八百四拾目 被下残

嘉永五子十月上納

一銀三貫目 御門御固メ并京都火之御番二付御用銀

丑暮ノ年老割、五年賦二被 仰付

内

元 六百目 丑暮被下

り 三百六拾式匁五分

九百六拾式匁五分

安政元寅暮元リ共年延御断

残貳貫四百目 被下残

嘉永七寅六月上納

一銀四貫目 異国船御固二付御用銀

月老歩、元り共卯六月被下之筈

内

元り式貫五百六拾目 卯六月被下

式貫目 辰六月切証文被下

右口々京都御警衛御勤番并江戸表前代未聞之大地震二而莫大之御物入、御家人之面々へも五ヶ年之間面扶持被仰付候様之義二付、下方二而も難渋二者可有之候へ共、右口々無御扱五ヶ年之間御かり居二被 仰付、御料理料銀式匁ツ、被下之

一御扶持方被下之面々御呼出し其跡二而御達、御扶持方五ヶ年之間半方二被仰付

手前三人扶持 卯十二月より老人半二成

御地方五人扶持 極月廿二日其俣被下候段被 仰達

覚

御領分中釣鐘・半鐘有之寺院者右鐘長サ何尺・差渡し何尺・厚サ何寸相改并建立之銘文年月、尤支配兼帯処等迄取調、来廿五日迄二無相違可申出候、若不束之義於有之者急度可及沙汰候、以上

右之通此度寺社役所と触達有之候得共、無住之寺院且兼帯等又者村支配等有之候而行届兼候間、尚又為念当役処とも相達候、尤梵鐘有無共書附ヲ以無遲滞寺社役所へ右日限迄二可申出事

右之趣支配村々江可被相触候、以上
十二月十六日

会 所

御代官宛

覚

御納戸必至と御差脳二付、御家中御徒士以上御太夫様方迄当十二月と五ヶ年之間面扶持二被 仰付

一四歳以下式合五匁

一当主者小遣月二七匁ツ、

一当主之外者月二

一当主六拾歳以上老匁増

一同七拾歳以上式匁増

一下人者御扶持者被下候得共、小遣者不被下

一小枕口并大熊村御林二而当分用意三百貫ツ、松立木被下、銘々伐取二

御出被成候

一糯米も老斗ツ、上下共被下 但し御引立もの無之ゆへ

卯極月廿八日、苗字独礼御免 北山五左衛門

畑市郎兵衛

大山宮村 大三郎

丁之田村 禎助

同 村 平助

長安寺村 仲作

雨雪下駄御免

取 波部達右衛門

其外二も多人数有之

安政貳年卯八月被仰出

一御頼銀高 六百貫目

内

古高五千四百七拾貳石五升貳合

六拾五貫六百六拾四匁六分貳厘

桑田郡

同 六百六拾貳石三斗九升八合

七貫九百四拾八匁七分八厘

武庫郡

古高四万三千八百六拾五石五斗五升

五百貳拾六貫三百八拾六匁六分

多紀郡

組々割方

銀五百貳拾六貫三百八拾六匁六分

多紀郡

新高 四万七千貳百四拾六石三斗四合

内

七石三升 安口村山役高引

残高 四万七千貳百三拾九石貳斗七升四合二割

拾石二付百拾壹匁四分三厘ツ、

高貳千八百六拾石六斗四升六合
一三拾壹貫八百七拾六匁貳分

八上組

高千八百八石貳斗貳升
一貳拾貫百四拾八匁八分

新村組

高貳千五拾七石貳斗六升
一貳拾貳貫九百貳拾四匁

福住組

高貳千五百三拾九石四斗貳升
一貳拾八貫貳百九拾六匁八分

福井組

一貳千貳百石九斗四升貳合
一貳拾四貫五百貳拾四匁八分

向井組

一貳千三百九拾八石五斗四升
一貳拾六貫七百貳拾六匁八分

畑組

一貳千貳百五拾七石七斗五升
一貳拾五貫百五拾八匁四分

泉組

一貳千九拾七石九斗貳合
一貳拾四貫四百九拾壹匁貳分

新庄組

一拾九貫百五拾目
一拾九貫百五拾目

黒岡組

一貳千四百貳拾石八斗七升
一貳拾六貫九百七拾五匁六分

野尻組

一貳千三百九拾石五升
一貳拾六貫六百三拾貳匁

板井組

一拾貳貫四百三拾壹匁貳分
一拾貳貫四百三拾壹匁貳分

草山組

又 五百六拾壹石五斗七升六合 山役高

四百三拾石貳升貳合 古新開

百拾八石七斗貳升七合 御代新開

四百五拾九石四斗八合 酉年見取場

四万八千八百拾六石三升七合

酒四拾八石八斗壹升六合 高百石二壹斗ツ、

代六貫六百九拾七匁五分六厘 壹匁三分七厘ツ、

是迄者五升ツ、先例なれ共当年格別高數之御頼ゆへ、壹斗二

被成下候様願上候

千肴四千八百八拾壹枚六分 高百石二付拾枚ツ、

代壹貫貳百六拾九匁貳分壹厘 壹枚二付貳分六厘

七貫九百六拾六匁七分七厘

新高 四万七千貳百四拾六石三斗四合

内 七石三升 安口山役引

四万七千貳百三拾九石貳斗七升四合二割

百石二付拾六匁八分四厘ツ、

当卯暮御下ケ銀之訳

嘉永元年申年被仰付高掛

元銀八貫四百拾六匁壹分六厘
一五百六拾壹匁七厘

桑田郡

元銀壹貫九百八拾七匁壹分九厘
一百三拾貳匁四分八厘

武庫郡

元銀百拾五貫百九拾六匁六分五厘
一七貫六百七拾九匁七分八厘 多紀郡

八貫三百七拾三匁三分三厘 元銀百廿五貫六百匁、酉三月御証文

嘉永三戌年被仰付高掛

元銀八貫貳百拾六匁壹分五厘
一五百四拾七匁七分四厘

桑田郡

壹貫九百八拾七匁壹分九厘
一百三拾貳匁四分八厘

武庫郡

六拾四貫七百九十六匁六分六厘
一四貫三百拾九匁七分八厘

多紀郡

五貫目 元銀七拾五貫目御証文

去ル寅年被仰付

元銀拾六貫四百拾六匁壹分六厘
一壹貫九拾四匁四分壹厘

桑田郡

元銀壹貫九百八拾七匁壹分九厘
一百三拾貳匁四分八厘

武庫郡

元銀百三拾壹貫五百九拾六匁六分五厘
一八貫七百七拾三匁壹分壹厘 多紀郡

拾貫目

三ヶ年分御下ケ銀

二拾三貫三百七拾三匁三分三厘

内 貳貫貳百三匁貳分貳厘

桑田郡

三百九拾七匁四分四厘

武庫郡

残 式拾貫七百七拾貳匁六分七厘 多紀郡之分

内

五貫八百五拾九匁 戊年御頼銀之内式拾壹貫八百目借り入之

分、当暮返済切

残 拾四貫九百拾三匁六分七厘

新高四万七千貳百三拾九石貳斗七升四合二割

此割 拾石高二付、三匁壹分五厘七毛ツ、

御高掛り辻

一 銀貳拾六貫四百貳匁四分

大山組

内 三百九拾九匁壹厘

御酒料

七百四拾八匁三厘

御高掛下ケ銀

七貫百八匁三分貳厘

石三匁十一月納

拾八貫百四拾七匁四厘

十二月十七日納

御高掛り辻

一 〃 壹貫五百拾貳匁三分

辰巳分

内 貳拾貳匁八分六厘

御酒料

四百七匁貳步

十一月納

壹貫八拾貳匁貳分四厘

十二月納

一 銀貳百貳拾四匁八分

上しま

十一月皆納

覚

一 五百貳拾六貫三百八拾六匁六分 多紀郡可納辻

内

三百九拾七匁四分四厘

武庫郡高掛り御下ケ銀之分差繼

正切手二而俣田様へ波（波六右出ス）

廿貫三百八拾八匁四分壹厘

多紀郡之分、御下ケ銀差繼

百三拾八貫四百目

十一月上納

三貫七百目

貳百七拾貳貫二百目

十二月十七日納

六拾九貫百九拾六匁三分九厘

〃 廿二日納

廿二貫百四匁三分六厘

〃 廿六日納

取（采子）共粉骨致し候、為御賞美辰六月晦日拜領もの有之、同年日記二記し置

覚

一 銀貳拾貫目

御上席様借用

一 〃 貳拾貫目

平野恒之進借用

一 〃 五貫目

波部六兵衛・園田多祐出銀

但し樋口庄左衛門仕法二付、御上席二而五ヶ年無利足二而借用之口

一 〃 貳貫五百目

荒木源藏趣法銀

〃 四拾七貫五百目

内

- 五百目 八上組へ
 - 貳貫目 和田村へ
 - 老貫三百目 新庄組へ
 - 九貫四百目 黒岡組
 - 拾貫目 野尻組へ
 - 六貫目 草山組へ
 - 三貫貳百目 西木之部
 - 坂本村へ
 - 老貫七百目 高屋村へ
 - 三貫目 真南条組へ
 - 五百目 大熊村へ
 - 貳貫目 波多野万次へ
 - 七百目 宮代村へ
 - 老貫五百目 羽田源右衛門へ
 - 五百目 同人
 - 五百目 曾地奥村
 - 老貫貳百五拾匁 来栖村へ
 - 五百目 野々垣村へ
 - 老貫貳百目 下立杭村へ
 - 老貫三百目 木津村へ
 - 貳百目 井筒や重助
- 安藤様・磯谷様手馬千草代之内へ

百六拾七匁 樋口差引尻預り

差引 八拾三匁 勘定違

奉差上銀子拝借証文之事

銀貳拾貫目也 但し利足月老歩之定

右之銀子郡用二付御貸下ケ被成下、難有儲二受取拝借仕候所実正二御座候、然ル上者来辰十二月限り月老歩之加利足、元利無相違急度返納可仕候、為後証銀子拝借証文依而如件

安政貳年卯十二月

銀子拝借主

- 団野喜平次
- 羽田源右衛門
- 酒井惣次郎
- 波多野万次
- 樋口庄左衛門
- 園田又一右衛門
- 波部達右衛門
- 園田多祐
- 波部六兵衛

御会所

借用申銀子之事

銀貳拾貫目 元銀也

右之銀子郡用二付儲二受取借用申処実正也、然ル上者来辰十二月

廿日限り月壹歩之加利足、元利無相違急度返済可申候、為後証銀子借用証文依而如件

安政貳年卯十二月

樋口庄左衛門

園田又一右衛門

波部達右衛門

園田多祐

波部六兵衛

平野恒之進殿

安政貳卯八月廿二日、組々年番惣代被召出御達

近年來海岸防禦御手当、其上昨年来御所向御警衛・御小屋場場御勤番・御火消・七口御固又等莫太之御用途二而右口々者無御拋 御公務之儀二付、昨寅年より來ル午年迄五ヶ年之間御家人之面々江格別之減米御頼被仰出候得共何分御用途銀御繰合も難出來、必至と御差支二相成候二付、御用銀六百貫目多紀・桑田・武庫三郡江御頼被仰出、右御返済方之儀者來ル辰年より無利足拾ヶ年賦二而年々六拾貫目ツ、銀納之内二而差繼御返済被成下候旨被仰出、尤当年者相応之作方と相聞候得共近年來豐作と申二も無之、其上一昨丑年者稀成早損二而下方内損も強候処、昨寅年御用銀被仰付引続候事二而尚又難涉二可有之候得共、此度無拋御頼被 仰出候儀二付是迄と者訳相も違世上一様之御時体無御余儀 訳柄奉恐察、如何躰二も繰合セ御用銀出精上納可致候、此度小前末々之者へも可申達候

奉差上御受書之事

一銀何貫目

右者近年海岸御防禦其上 御所向御警衛・御小屋場御勤番・御火消・七口御固等、右口々莫太之御用途御公務之儀格別御物入二付無御拋御用銀御頼被仰渡、御返済之義者來辰暮と無利足拾ヶ年賦銀納御差繼被成下一同奉畏候、依之御請書奉差上候、以上

何組何村

年号

百姓代

肝煎

庄屋

何村

中組御代官所 上

卯十一月廿四日三組年番御白洲江被 召出

嘉永二酉年・同三戌年兩年御頼二相成候人差二而出銀被 仰付候口々当年分御返済之義御断被仰出、右者下方二而も承知之通近年不容易年柄、臨時御入用二而当年茂高数之高掛り御頼被 仰出候後、江戸表前代未聞之地震二而御屋敷向大破相成候程之年柄二候得者、無御拋訳柄奉敬承人々江申通可申事

去ル嘉永二酉年・同三戌年・同七寅年御頼二相成候高掛り出銀之口々、近年臨時御入用多二而当年も高数御頼被 仰出候後、江戸表前代未聞之地震二而御屋敷向大破二相成候程之年柄二候得者、右御返済之

口々御断二も可相成御時躰之処下方難洪之段 御憐察被遊、御役束
通拾五ヶ年濟之割合二而当暮御返濟二相成候二付、出銀之者共厚高
意之段難有奉敬承、下方末々迄不洩様申通し可置事

御礼廻り手札

去ル嘉永二酉年・同三戌年・同七寅年被仰付候御高掛り、当年格別
之御時体二被為在候処下方御憐察被成下、御役定通拾五ヶ年賦之割
合御下ヶ銀被 成下候旨蒙 御達難有仕合奉存候、依之為御礼何出
仕候

御郡代 御奉行御月番

御代官申込

何組

右組々年番共

右十一月廿四日御達し

覚

一式拾六貫四百貳匁四分

本高貳千三百六拾九石四斗三升八割

壹石二付拾壹匁四分厘三毛ツ、

百五拾三石三斗八升
一壹貫七百九匁分

追入村

百四拾壹石八斗六升貳合
一壹貫五百八拾目七分六厘

宮村

貳百拾石六升
一式貫三百四拾目七分

上村

拾四石貳斗九升貳合
一百五拾九匁貳分五厘

石住村

貳百六拾三石三斗壹升六合
一式貫九百三拾四匁分貳厘

園田分

百八拾壹石八斗八升
一式貫貳拾六匁六分八厘

新村

七拾七石四斗五升
一八百六拾三匁

徳永村

三拾七石貳斗八升
一四百拾五匁四分

高藏寺村

百八拾八石六升
一式貫九拾五匁五分四厘

一印谷村

百六拾八石七斗八升
一壹貫八百八拾目七分壹厘

町之田村

九拾八石七斗六升
一壹貫百目四分七厘

長安寺村

貳百六拾九石壹斗貳升
一式貫九百九拾八匁八分

北野村

三百八拾壹石五斗七升
一四貫貳百五拾壹匁八分壹厘

下村

〃新村

百貳拾石老斗九升
一壹貫三百三拾九匁貳分六厘 東河地村

六拾三石四斗三升
一七百六匁八分

明野村

奉差上御請書之事

一銀貳拾六貫四百貳匁四分

右者近年海岸御防禦其上 御所向御警衛・御小屋場御勤番・御火消・七口御固等右口々莫大之御用途御公務之義格別之御物入二付、無御拋御用銀御頼被 仰渡、御返濟之義者来ル辰暮より無利足拾ヶ年賦銀納御差繼被成下一同奉畏候、依之御受書奉差上候、以上

大山組明野村

安政貳年卯九月

百姓代 丹次郎

肝煎 源太郎

下村

百姓代 多七

肝煎 佐七

同村庄屋 明野村兼帶

六兵衛

東河地村

百姓代・肝煎兼

与八
量平

北野村

百姓代 弥三兵衛

肝煎 又七

庄屋 東河地兼帶

園田久左衛門

長安寺村

百姓代 五兵衛

肝煎 四郎太夫

庄や 仲作

丁之田村

百姓代 平藏

肝煎 弥平

庄や 磯七

平助

禎助

一印谷村

百姓代 弥次左衛門

肝煎 庄助

庄や 休助

石住村

百姓代 源左衛門

肝煎 卯右衛門

庄や 平太夫

高藏寺村

百姓代 利助

肝煎 栄助

庄や 茂右衛門

徳永村

百姓代 五武之進

庄や 中沢伝左衛門

新村

百姓代 亀三郎

肝煎 礒右衛門

庄や 中道伊兵衛

上村

百姓代 林七

肝煎 松兵衛

庄 園田多藏

” 西尾継三郎

園田分庄や

園田多祐

園田仁左衛門

宮村

百姓代 太兵衛

中組御代官所

肝煎 清八

庄や 大三郎

追入村

百姓代 菊平

肝煎 源七

庄や 園田又左衛門

” 園田次左衛門

1 この日記が記された安政二年（一八五五）とはどのような年であったのだろうか。年表を紐解けば、それはまさに「幕末の動乱」と呼ぶにふさわしい時期に位置している。

嘉永末年から安政初年にかけて幕府は、大地震と外圧の対処に終始した。嘉永六年（一八五三）二月二日の相模大地震をはじめとして、翌七年六月十五日の近畿大地震、十一月四・五日にはそれぞれ東海大地震・西日本地震と続き、ついに安政二年十月二日、江戸大地震が発生し、七千人もの死者を出す大惨事となる。

時期を同じくして、嘉永六年六月ペリーが浦賀に、十月にはプチャーチンが長崎にそれぞれ来航している。翌七年三月三日には日米和親条約が締結され、順次イギリス・ロシア・フランスとも条約を締結し、最後の和親条約である日蘭和親条約を調印するのが、安政二年十二月二十三日であった。

こうした情勢の中で幕府は、大地震と黒船ショックに不安を隠しきれない人心を掌握するためにも海防を第一義と考え、江戸湾や大坂湾に台場を築き、諸藩には海岸防備の命を下した。また、軍隊の洋式化が進められるが、勝海舟を中心とした長崎海軍伝習所が創設されるのも、安政二年十月のことである。

「安政二年 郡用日記」に記載されている事柄は、大きく三つに分けられる。一つは藩領を越えた遠隔地での出来事を書き留めたもの（A）、二つには藩政・藩領内に関わる事柄（B）、三つには園田家自体に関わる事柄（C）である。なかでもBの事柄が約八割を占めるが、それはまた、藩内人事や藩領全体に関わる事柄（B1）と、園田家が郡取締役として管轄した居村大山宮村を含む大山組、その大組である中組^①村々を扱った記事（B2）とに分けることが出来る。これらの三分類はそれぞれA・B・Cときれいに分かれる訳ではなく、全国的な事柄に関しては幕政（A）と藩政（B）とに関連した事柄が存在するし、また、園田家が郡取締役として存在している以上、藩政（B）と家政（C）との間にも密接な関連があることから、「郡用日記」といっても複合的な要素から成り立っている。

例えば、三月三日に幕府から出された梵鐘を大小銃に改鑄する旨の触をうけて、三月二十五日に篠山領内へも触が出され、それに関連して七月には古鉄の回収、十一月には大山組町之田村禎助が焰硝を献上したことが記されている。寺院においても本山末寺制度に則って、十二月には梵鐘の取調の通達があり、大山宮村本来寺の和尚が本山へ上っている。この梵鐘改鑄の触にはその伏線として、前年十二月に幕府が全国の諸寺院の梵鐘を大砲鑄造の材料として差し出すように命じている。その際、寺院の反対を抑えるため朝廷からの太政官符という形をとったが、これは結果的に幕政に朝廷の介入の隙を与えることとなった。

また、篠山藩主が京都警護の任にあたっていた関係から、郷夫の徴発

が行なわれ、領内から七五〇人もの郷夫が徴発されることとなった。京都警護は安政元年四月に井伊直弼が命じられたあと、九月にはプチャーチンの大坂来航をうけて亀山・郡山両藩が、十月には膳所・郡山両藩がその任に就いている。その後も幕府は、京都火消役の担当譜代大名を京都警護に就かせたが、慶応三年（一八六七）七月には篠山・膳所・亀山各藩が山城國中取締役に、同年十二月には京都市中取締役と京都火消役を、高槻・郡山両藩を加えた計五藩に命じている。^⑧

「郡用日記」には、安政元年から京都警護の任に就いた四藩（篠山・淀・高槻・膳所）それぞれの警護場所が記されている。「七口固場所」はそれぞれの藩庁から入京する際に通行する街道口を主に分担しており、膳所藩は藩邸を構えていた粟田口を、篠山藩は鷹ヶ峰口・下加茂口を、淀藩は竹田街道・伏見街道を、高槻藩は朱雀口をそれぞれ警護した。

また、先の四藩だけでなく幕末の京都には様々な思惑から諸大名が多くの藩兵を率いて入京してくるが、それに伴って京都藩邸の増築や宿舍の確保が急務となった。篠山藩では三条烏丸下に藩邸を構えていたが、それだけでは不十分で、藩邸向かいの六角堂を淀藩と共同の宿舍とした。^⑨

加えて「七口御固メ之四家様より所司代へ御伺之写」には、京都警護に際し、在京四藩から所司代へ宛てた質問と所司代からの返答が記されている。^⑩ そのなかで、在京四藩が防衛すべき「近海」とはどの範囲を指すのかとの問いに対し、所司代は大坂湾岸の摂津・和泉と日本海沿岸の丹後・若狭・越前と回答しており、このことから幕府の想定した海防範囲を窺い知ることができる。

梵鐘改鑄・京都警護のほかには、二月二十二日の松前近辺を除く全蝦

夷地の上知、それに続く十月十四日の蝦夷地開拓・北方警備、十月の江戸大地震による詳細な被害報告など、いずれも豪農の情報収集力の高さを物語っている。

つづいて、藩政・藩領内の事柄として分類した事項（B）についてみていこう。これは先に示したように、家中及び藩領全体に関わる事項（B1）と多祐が郡取締役として管轄した大山組を中心とした中組村々に関する事項（B2）とに細分化できる。B1では四月の渡辺亮太郎（弗措^{ふつそ}）の儒者取り立てにはじまり、五月には藩主忠良の帰国、六月には郡奉行岸與三右衛門・代官大石勇太郎の昇進・禄高加増、十月には藩主次男忠篤が成瀬家へ養子入り、十二月には地方の者八名に苗字独礼御免が言い渡されている。

その一方で篠山藩はこの時期、財政的に逼迫していたようで十二月には家中一同、面扶持となつていいる。こうした状況はなにも家中に限ったことではなく、領民にも影響を与えた。八月の御用金の上納にはじまり、十一月の御用馬飼葉代銀の上納や、以前差し出した先納銀各種が今後五年間返済されない旨が通達され、十二月には「郡用」として豪農・御用達連名による多額の借銀が行われた。

ついで、B2に分類した項目は全項目の約半数を占め、その多さから多祐が郡取締役として多忙であったことを示している。そのことは、一カ月に約十日の出勤日があり、それには宿泊や出張が含まれていることから想像できる。毎月のように村役人の交代があり、鉄砲拝借願・居宅普請願、芝居や相撲・軽業などの興行願を処理すると共に、実際に興行の様子を見に行きもする。たしかにすべての願書に奥印をする訳では

ないが、この日記に書き留められていると言うことは多かれ少なかれ、多祐はそれらの願書を目にしていたことになる。

しかし、ここで気付くのは、郡取締役の役務としての「村入用・組割等取締候様取計可申」事項の少なさである。それは八月の中組村々定免願や九月の黒田村恒七の「難渋御救申立」のほか、御用金が村高に依じて賦課される記事など、ごく僅かである。これを見ると本来の役務は殆ど行われていないかのような印象を受けるが、それはむしろ逆で、郡取締役とは村・組財政の再建だけに特化した役務を担うのみならず、地域社会の成り立ちを実現させるため、広範囲の課題に取り組んでいかなければならなかったことを示している。

そのことは、嘉永四年（一八五二）十一月に三組代官所宛に出された郡取締役連名による願書^⑥に明らかで、それによれば「私共御大切之御役儀蒙仰以 御蔭乍不都束相勤候得共、何分大庄屋ト相違諸願書私共宛二不仕事故、村々^⑦私共江不申出相洩候義多く不取締二相成」、このままでは「御国基たる御百姓・工・商とも却而手当薄く立替り入替り難渋申上、奉懸御苦勞御救筋年々弥増」す状況となり、郡取締役としての「取締役意も相立不申」ことになってしまふ、と述べている。この願書では自分たち宛に村々からの願書が届かないことから、村借をはじめとする様々な事柄が「不取締」になっており、それを改めるように藩へ進言している。

この願書の後半には、「尤是迄之通二而八村方へ急度及押方候分も役意薄聞入兼候者有之、此俣二而者御用御聞二難合奉存候」とも述べられ、このままでは郡取締役としての権威も失墜してしまい、御用を聞かない

者が出てくると嘆いている。郡取締役本来の役務は、たしかに村・組財政の健全化という経済問題に特化したものではあったが、当然、藩と地域社会との媒介項となることを期待されていたはずで、その意味で豪農の経済力と地域社会における名望との両側面を十二分に活用することが求められたが、先のような状況下では地域社会からの名望を失いつつあることを示している。豪農たちが再度、名望を得、郡取締役としての威厳を保つことで地域社会の公共性を担い、加えて豪農自らの経営基盤を固めるという意味では、役務の拡大は必要であったし、藩側もそれを容認することになる。豪農たちは天保二年（一八三一）に定められた郡取締役の職掌を、時代が経るに従ってその内容を地域社会の実情にあわせて変化させ、地域社会の様々な課題に対応していくことになる。

つぎにCとして園田本家に関わる事柄を抜き出してみよう（園田分家の関する記事も見受けられるが、いずれも役務として取り扱われていることから、ここには入れなかった）。ただし、「郡用日記」という性格からそれらの記事は非常に少ない。

二月二日には多祐に嫡男が生まれるが、五日後には亡くなっている。父・庄十左衛門、叔父・七郎左衛門、そして息子と相次ぐ死に直面しながらも、多祐は家政改革と郡取締役としての役務をこなさなくてはならなかった。「郡用」が記された日記のなかで、唯一家族のことを記した内容が息子の死であったことは、多祐の心中を察して余りある。

その他には、三月に自らの居宅の前に作小屋を作することを願い出るが、この時は義弟・大三郎が大山宮村庄屋として奥印している。同じく三月には従兄弟・虎之助（園田七郎左衛門の子、辰巳村庄屋）の居宅が完成

したことや、辰巳村の定免願に虎之助の後見として多祐が連印している。

また、八月には自らの屋敷にも手を加え、屋敷の下を通っていた水路を付け替えている。この様子は同家に残る屋敷図からも知ることが出来る。

3

以上、簡単にではあるが「郡用日記」の内容を見てきた。ここではとくに、幕末期における豪農について述べることにする。

京都警護の郷夫の徴発や各種御用金への対応などが見られるが、注目すべきは、十一月十九日の藩財政の逼迫をうけて家中が面扶持となる中で、多祐も扶持の返上を願っている点である。家計が悪化していく上に、扶持の返上は家計再建中の園田家にとって大きな痛手となるに違いないが、藩行政機構の末端に位置づけられている以上、やむを得ない行為であると言える。

しかし、藩からの返答は意外なものであった。地方役所からの五人扶持はそのまま下され、元締役所からの三人扶持分が半分の一・五人扶持となり、全体としては八人扶持が六・五人扶持となるに止まった。財政難にあえぐ藩にとつて、こうした措置は特別の計らいであると言える。

園田家と藩との関わりは、二代多助が享保十八年（一七三三）に御用達として中小姓格三人扶持を与えられた事が始まりで、その後は「郡用日記」に見るように五代庄十左衛門に至つて格段に繋がりを強めている。これは園田家が土地集積を行い、地主・利貸・酒造業者として豪農経営が拡大していく時期と合致している。

庄十左衛門は文政七年（一八二四）に「御用向出精旧年献上米」により元締役所から二人扶持を、地方役所からは「農業出精致し井小前愚成者を能く教導致し」た理由により三人扶持を、天保八年（一八三七）には郡取締役として「御領分困窮之砌格別之骨折」、難渋人の願いをよく聞き届けたという理由により、地方役所から二人扶持加増され、地方五人扶持、元締方二人扶持、計七人扶持となる。

庄十左衛門の跡を継いだ多祐も御用達として元締役所から二人扶持、地方役所から五人扶持を宛がわれている。安政元年（一八五四）には「異国船渡来御用銀」に対する褒美として一人扶持加増され、八人扶持となる。これら事例から、篠山藩では御用達としての扶持と郡取締役としての扶持の双方が支給されていることが判明し、とくに園田家においては地方役所からの扶持は減らないことから、藩側も地域社会における園田家の役割に期待していたと言える。

ついで、豪農と情報という点で言えば、丹波の山奥にしながら京都警護や江戸大地震の様子、蝦夷地上知など幕末の混乱を多祐は手に取るように知りえた。それは藩や京都町奉行所から触が廻達される。一方で、豪農自らが郡取締役として藩中枢と深い繋がりを持っていたことや、自家の醸造酒を江戸へ廻漕するなど商業活動を通じて豪農独自の情報網が形成されていたからである。

以上、雑駁な解説を行ってきたが、「郡用日記」に記された事柄は実に多岐に富み、当時の豪農たちが担った郡取締役という役務が如何に多忙であったかを明らかにしてくれた。この役務に加え、彼らは自家の経営を行わねばならず、また、その経営も地域社会との関わり合い抜きには

考えられないものであった。この日記の性格から、記されている事柄の多くが藩政との関連であることは否めないが、その中で否応なく地域社会と関わらざるを得ない豪農のあり様を垣間見ることができた。日記の記事が豊富で多様であるということは、多くの課題を処理できる豪農の政治的、経済的能力の成長を示しており、その意味で彼らが存在しなければ地域社会の公共性を保てないことから、彼ら豪農を「地域社会の支柱」と位置付けることができる。そのことを藩側も認知していたからこそ、扶持の一件は先に記したように処理されたと考える。

最後に、この日記を読むことで、幕末期における藩・豪農・地域社会という三者の関係はある程度明らかとなったが、郡取締役内部の人的繋がりがや職掌分担、意思決定のあり方など残された課題も多い。今後さらに文書整理を進め、ほかの時期の日記を読み込んでいくことで、中間支配機構としての郡取締役を解明し、新たな豪農像を描き出す端緒としたい。

註

- ① 篠山藩では慶安二年（一六四九）、藩主松平康信が藩領を上・中・南の三大組に分け、その下に十数ヶ村からなる小組を設置した。
- ② 『京都の歴史』第十卷（一九八〇年）、四一〇〜四二二頁
- ③ 『京都の歴史』第七卷（一九七四年）、二六七頁。
- ④ 差出人には各藩の家臣一名ずつが記されているが、どのような者たちであつ

たかは不明。ただし、淀藩の内田孫助だけは慶応四年の「分限帳」に名前を見いだすことができ、禄高三五〇石・奉行役を務める上級武士であった。

⑤ 文政元年（一八一八）、篠山生まれ。二十四歳の時、藩校振徳堂の教導方となる。佐藤一斎・藤田東湖・会沢安正らと親交を結ぶとともに、藩内においては藩校督学にまで昇進する。廃藩後は公立篠山中学校や神戸師範学校などの教授を歴任した。

⑥ 「嘉永四亥年 御用日記」（園田家文書一六三―一四）

⑦ 丹波国は京都町奉行所の支配国であり、篠山領内にも触が廻達された。しかし、廻達のスピードという点では「其後京地御番所触有之」という但書が示すように、幕府↓藩↓村というルートの方が京都町奉行所を経由するルートより速かった。具体的には、三月三日に幕府から出された梵鐘を大砲に改鑄する旨の触が、三月二十五日には篠山領内へ廻達されているのに対し、京都町奉行所からは五月に入ってからである（『京都町触集成』第十二卷、六〇六）。また、十月十四日に出された蝦夷地への入植者を募る触では、十一月十九日に篠山領内へ廻達されたのに対し、京都町奉行所からは十二月八日になってからであった（前掲書、六四二）。